

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和5年2月定例会
(2月17日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5
議案第 2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	5
日程第 4 議案第 3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報の保護に関する法律施行 条例	7
議案第 4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例	7
日程第 5 議案第 5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例の一部 を改正する条例	11
議案第 6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に関する条 例	11
日程第 6 議案第 7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する 条例の一部を改正する条例	13
日程第 7 議案第 8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する条例	14
日程第 8 議案第 9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改 正する条例	15
日程第 9 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 4号）	16
日程第10 議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分 賦割合について	19
日程第11 議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	23
日程第12 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関 する条例	34
日程第13 一般質問	36
閉 議	66

管理者挨拶..... 66
閉 会..... 67

令和5年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和5年2月17日（金曜日）

出席議員（12人）

2番	清水健一	議員	4番	岩崎信幸	議員
5番	安力川信之	議員	6番	小山久利	議員
7番	南千晴	議員	9番	山崎雄平	議員
10番	茂木弘伸	議員	11番	須田勝	議員
12番	望月昭治	議員	13番	角田喜和	議員
14番	小池春雄	議員	15番	石倉一夫	議員

欠席議員（2人）

1番	金谷康弘	議員	3番	山崎正男	議員
----	------	----	----	------	----

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	事務局長	木村毅
消防長	星野光一	副消防長兼 消防署長	南安彦
副消防長兼 警防課長	山田知巳	消防本部長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	総務課長	熊迫奈緒美
事業課長	外丸正一	清掃センター長	荒井一浩
環境クリーン センター所長	永井茂久	消防本部長	狩野設衛
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長	石田徹
消防本部総務課 庶務係長	藤木雅	企画財政係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士	事業課管理係長	

事務局職員出席者

書記長	平澤和弘	書記	都丸健一
書記	鶴巻大輔	書記	石坂勝義

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和5年2月17日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
議案第 2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 4 議案第 3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第 4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例
- 第 5 議案第 5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に関する条例
- 第 6 議案第 7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
- 第11 議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
（提出者説明、質疑、討論、表決）
- 第12 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例
（提出者説明、質疑、討論、表決）
- 第13 一般質問

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（望月昭治議員） おはようございます。これより令和5年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、議会は成立いたしました。

なお、1番、金谷康弘議員、3番、山崎正男議員から欠席の届出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆様をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままの発言をお願いいたします。

以上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日傍聴の申出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

さよう決しました。

開 議

午前10時01分

議長（望月昭治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（望月昭治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、諸般の報告5、渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場で使用された鉄鋼スラグの撤去に関する要望書に対する大同特殊鋼株式会社の回答については、議員の皆様の特にお知らせする必要があることから、内容について書記より読み上げます。

書記（都丸健一） 諸般の報告最終ページをごらんください。

令和4年12月20日付で渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会、望月昭治議長、岩崎信幸副議長及び小山久利議会運営委員長の3名から大同特殊鋼株式会社環境部長宛てに大同特殊鋼株式会社に対して鉄鋼スラグの撤去に関する要求書を提出した文書であります。最終ページから1ページ前をごらんください。令和5年1月25日付、大同特殊鋼株式会社の本件責任者、常務執行役員、竹鶴隆昭より差出人3名宛てに回

答書による返答がありましたので、ご報告させていただきます。以下、文書中、以下を読み上げさせていただきます。「弊社の鉄鋼スラグ製品に係る費用負担および法的責任については、従前の回答のとおりですが、旧小野上処分場の跡地利用計画実行に伴い、関係法令への適用状況を踏まえて鉄鋼スラグ製品の措置が必要となる場合は、弊社対応方針及び本件基本方針の内容に基づく範囲内でその撤去費等について応分の負担をすることは可能です。費用負担の詳細については、跡地利用の詳細な計画を策定する過程で貴組合との間で事前協議を行い、同協議の内容と策定された計画を踏まえて決定させていただきます」。

以上、読み上げを終わります。

議長（望月昭治議員） ただいま書記よりの読み上げのとおりであります。令和4年1月17日に大同特殊鋼株式会社から鉄鋼スラグ製品についての撤去には応じかねますという書類が提出してありましたが、榛東村の議長、また吉岡町の議長に多大なるご尽力を賜りまして、このような運びになりましたことを皆様方にご報告しておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（望月昭治議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（望月昭治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番、南千晴議員、11番、須田勝議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について 議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につ

いて

議長（望月昭治議員） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について及び議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書1ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項本文の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由及び議案内容につきまして申し上げます。（1）として、群馬県市町村総合事務組合を組織する団体である桐生地域医療組合の名称が令和5年4月1日から桐生地域医療企業団と変更されるためであります。

（2）として、吾妻環境施設組合が群馬県市町村総合事務組合を組織する団体に新たに加わり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項、左欄の事務、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員、その他非常勤の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を開始するためであります。

3ページをお願いいたします。附則といたしまして、この規約は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 群馬県市町村公平委員会の規約変更に関する協議につきましてご説明申し上げます。一般議案・条例関係議案書7ページをお願いいたします。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由及び議案内容につきまして申し上げます。（1）として、令和5年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入するものであります。

（2）として、別表について規定の整備を行うものであります。

9ページをお願いいたします。附則といたしまして、この規約は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号、議案第2号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例

議長（望月昭治議員） 日程第4、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例、以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書13ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきまして申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本組合に適用される法律の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

条例制定の背景等につきましてご説明申し上げます。社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立、強化を図ることを目的とするデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正され、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図れることとなりました。このうち地方公共団体に適用される規定は、令和5年4月1日から施行されることとなります。つきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律に対応するため、当該条例を制定するものであります。

次に、議案の内容につきましてご説明させていただきます。第1条は、条例の趣旨であります。個人情報保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、条例の用語を規定しております。

第3条は準用規定、第4条は読み替え規定であります。本組合の条例と例規に関しましては、渋川市の例規を参考に制定、改正をしており、今回の条例制定も渋川市の条例を参考にしているため、準用及び読み替えを規定するものであります。

附則第1条といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

14ページをお願いいたします。第2条は経過措置等、第3条は従前の本組合個人情報保護条例の廃止について規定するものであります。

15ページからの議案第3号参考資料につきましては、当該条例が例とする渋川市個人情報の保護に関する法律施行条例を掲載しておりますが、ごらんいただくことで説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例につきまして提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきまして申し上げます。議案第3号でご説明しましたとおり、地方公共団体につきましては令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律が適用されることとなります。これに伴い、法等の規定による保有個人情報の開示請求等に係る審査請求及び保有個人情報の適正な取扱いを確保するための取組につきまして調査、審議するための附属機関を設置する必要があることから、渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、現在は渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護条例、以下広域組合個人情報保護条例と言わせていただきますが、それにおきまして渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会の設置等に関して規定しておりますが、同条例につきましては個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い廃止することといたします。

次に、議案の内容につきましてご説明申し上げます。第1条は、本条例の趣旨を明らかにしたものであ

ります。渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査、審議の手續等に関し必要な事項を定めるといふものであります。

第2条は、審査会の設置根拠となる事務を定めるものであります。

第1号は、保有個人情報の開示決定等に関する審査請求につきまして調査、審議するものであります。

第2号は、保有個人情報の適正な取扱いを確保するための取組につきまして調査、審議するものであります。

第3条は、審査会の組織につきまして定めるものであります。

第1項は、委員の人数を引き続き現行の広域組合個人情報保護条例で規定している人数と同様、5名以内とすることを定めるものであります。

第2項は、委員を非常勤とすることを定めるものであります。

第4条は、22ページまでにわたりますが、審査会の委員につきまして定めるものであります。引き続き、現行の広域組合個人情報保護条例で規定している内容と同様となるよう、第1項は委員の委嘱につきまして、申し訳ございませんが22ページをお願いいたします、第2項は委員の任期につきまして、第3項は委員の再任につきましてそれぞれ定めるものであります。

また、第4項は委員の罷免につきまして定めるものであります。

第5項は委員の守秘義務を定めるものであり、引き続き現行の広域組合個人情報保護条例で規定している守秘義務と同様とするものであります。

第5条は、審査会が保有個人情報の開示決定等に係る審査請求につきまして調査、審議するための調査権限等を定めるものであり、引き続き現行の広域組合個人情報保護条例で規定している調査権限等と同様とするものであります。

第1項は、審査会は諮問庁に対し審査請求の理由となった開示決定等に関する保有個人情報の提示を求められることができることを、第2項は諮問庁はこの求めを拒否してはならないことをそれぞれ定めるものであります。

第3項は、審査会は諮問庁に対し保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会が指定する方法で分類等を行った上で審査会に提出するよう求めることができることを定めるものであります。

第4項は、審査会の調査審議の手續は非公開とすることを定めるものであります。

23ページをお願いいたします。第6条は、第5条第1項の規定により、諮問庁から提出された保有個人情報につきまして、審査会が指名する委員に閲覧させることができることを定めるものであります。

第7条は、審査会が審査請求について調査、審議をするに当たり、諮問庁や審査請求人等の審査関係人から当該審査請求に係る資料または主張書面の提出があったときは、提出したもの以外の審査関係人に対して提出されたものの写しを送付することを定めるものであり、引き続き現行の広域組合個人情報保護条例で規定している手續と同様とするものであります。

第8条は、保有個人情報の適正な取扱いを確保するための取組につきまして、審査会が調査、審議するための調査権限等を定めるものであります。

第1項は、審査会は組合の機関の職員等の関係者に対し、意見聴取や資料の提出などの協力を求めることができることを定めるものであります。

第2項は、審査会の調査、審議の手続は非公開とすることを定めるものであります。

第9条は、本条例の施行に関する委任につきまして定めるものであります。

24ページをお願いいたします。第10条は、審査会の委員が第4条第5号に定める守秘義務の規定に違反して秘密を漏らしたときに処罰することを定めるものであり、引き続き現行の広域組合個人情報保護条例で規定している罰則と同様とするよう定めるものであります。

続きまして、附則でございますが、附則第1項は本条例の施行期日につきまして定めるものであり、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用される令和5年4月1日に合わせて施行しようとするものであります。

附則第2項は、本条例の施行の前後における審査会の委員に係る経過措置につきまして定めるものであります。

以上で議案第3号、議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合個人情報保護審査会条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例
の一部を改正する条例

議案第6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に
関する条例

議長（望月昭治議員） 日程第5、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に関する条例、以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書25ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきまして申し上げます。国家公務員の定年延長により、地方公務員も定年が60歳から65歳に引き上げられました。2年に1歳ずつ段階的に引き上げられる地方公務員法の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本組合における関係条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案の内容につきましては27ページ、議案第5号参考資料1でご説明をさせていただきます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分が改正部分であります。第1条関係は、この条例の趣旨であります。地方公務員法を引用している傍線部分の条項を整備するものであります。

第2条は準用規定、第3条は読替規定であります。本条例は、渋川市の条例を参考に改正しているため、定年延長の具体的な制度等につきまして準用及び読替えを規定するものであります。また、この規定により定年前再任用短時間勤務職員の任用につきましては、構成市町村（渋川市、吉岡町、榛東村）の条例年齢以上の職員につきまして勤務実績等の選考により採用することができることとなります。

29ページからの議案第5号参考資料2につきましては、当該条例が例といたしました渋川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を掲載しておりますが、ごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、25ページにお戻りをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。ただし、渋川市条例附則第11条、これは定年引上げのための準備等に関する規定でございますが、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書55ページをお願いいたします。提案理由につきまして申し上げます。地方公

務員法の規定に基づき、高齢者部分休業制度を導入するため定めるものであります。

条例制定の背景等につきましてご説明申し上げます。高齢職員が身体的な事情への対応等により、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合などにおいて勤務時間を減じつつ、定年まで勤務することを承認することができる高齢者部分休業制度が平成16年6月、地方公務員法の改正により創設をされております。本組合では、現在まで条例を制定していませんでしたが、来年度からの定年引上げの導入に合わせ、高齢職員の多様な働き方を確保する観点から当該条例を制定しようとするものであります。

次に、議案の内容につきましてご説明申し上げます。第1条関係は、この条例の趣旨であります。高齢者部分休業の条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、準用規定であります。本条例につきましても、渋川市の条例を参考に制定したいため、準用を規定するものであります。

57ページからの議案第6号参考資料につきましては、当該条例が例とする渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例を掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号、議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の高齢者部分休業に関する条例は原案の

とおり可決されました。

**日程第6 議案第7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に
関する条例の一部を改正する条例**

議長（望月昭治議員） 日程第6、議案第7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書59ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきまして申し上げます。消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度導入に伴い、手数料に係る消費税額の取扱いについて明確にし、併せて受益者負担の適正化を図るため、ごみ処理手数料を改定しようとするものであります。なお、この後ご説明いたします議案第8号、議案第9号につきましてもインボイス制度導入に伴い条例改正をしようとするものであります。

次に、議案の内容につきましては61ページ、議案第7号参考資料でご説明をさせていただきたいと思っております。渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。第4条中、ただし書以下を削除します。これは、し尿処理手数料のみが外税であったものを全ての処理手数料を外税とするため削除するものであります。

別表、一般廃棄物の欄、区分の「20キログラムにつき」を「10キログラムにつき」に、手数料の額「300円」を「200円」に改正します。これは、受益者負担の適正化を図るものであります。

62ページをお願いいたします。産業廃棄物につきましても、一般廃棄物と同様な改正となります。

備考欄2は、端数の取扱いについてであります。「20キログラム」を「10キログラム」に改正をいたします。

備考欄3は、手数料の額を外税とするものであります。この取扱いにより、消費税計算を容易にし、インボイス制度に対応することとなります。

60ページにお戻りをください。附則でございますが、この条例は令和5年10月1日から施行するものであります。これは、インボイス制度の導入期日が10月1日であること、住民、廃棄物収集業者などへの周知期間を考慮したものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(望月昭治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する 条例

議長(望月昭治議員) 日程第7、議案第8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長(木村 毅) ただいまご上程いただきました議案第8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書63ページをお願いいたします。提案理由につきまして申し上げます。先ほどの議案第7号と同じになりますが、インボイス制度導入に伴い、使用料に関する消費税額の取扱いについて明確にし、併せて受益者負担の適正化を図るため、施設利用料の改定をしようとするものであります。

次に、議案の内容につきましては67ページ、議案第8号参考資料でご説明をさせていただきます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。第5条及び第10条は、字句の整理を行うものであります。

次に別表ですが、68ページをお願いいたします。別表中「小動物等 中」の使用料で広域圏外利用者の料金を1万円であったものを1万5,000円に改めます。

次に、式場使用料ですが、改正前は控室と併せた料金として、圏内利用者4万円、圏外利用者8万円であったものを、式場と遺族控室を分割し、式場使用料を圏内利用者3万5,000円、圏外利用者を7万円に、控室につきましては69ページをお願いいたします。控室使用料を圏内利用者5,000円、圏外利用者1万円

と定めるものであります。葬儀の形式が様々となっており、柔軟な使用に対応できるようにするためであります。また、備考欄2を追加し、ご遺体の火葬などを消費税法により非課税とされているものを除き、使用料の額を外税とするものであります。

恐れ入りますが、65ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第8号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合斎場条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改正する条例

議長（望月昭治議員） 日程第8、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書71ページをお願いいたします。初めに、提案理由につきまして申し上げます。先ほどの議案第7号、議案第8号と同じになりますが、インボイス制度導入に伴い、使用料に係る消費税額の取扱いにつきまして明確にしようとするものであります。

次に、議案の内容につきましては73ページ、議案第9号参考資料でご説明をさせていただきたいと思っております。渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。別表中、円表記の変更は字句の整理を行うものであります。また、備考5を追加し、使用料の額を外税とするものであります。

恐れ入りますが、72ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第9号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職業訓練センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正 予算（第4号）

議長（望月昭治議員） 日程第9、議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、しらゆり聖苑の火葬炉等補修工事において、年度内では適切な工期を確保できないため、繰越明許費の設定についてご提案申し上げます。

なお、内容等につきましては事務局長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、繰越明許費は、第1表、繰越明許費によりたいと思います。

2ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費であります。3ページに議案第10号参考資料として、令和4年度2月補正予算一般会計繰越明許費事業一覧を整理いたしましたので、併せてご参照ください。3款衛生費1項保健衛生費、事業名、しらゆり聖苑管理事業、金額は1,155万円であります。これは、しらゆり聖苑火葬炉工事につきまして、世界情勢や経済状況等により、部品の一部につきまして予定どおり納入されないため、納期の設定に配慮が必要となることから繰越明許費をお願いするものであります。

以上で議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） ただいま上程されました補正予算関係、議案第10号について質疑をさせていただきます。

繰越明許の関係で、繰越しの理由が制御装置の一部部品に不測の日数ということで説明がありました。これは分かりますが、これについては契約日が昨年、令和4年8月2日で、当初の工期が本日になっております。これが変更等の理由が出たのはいつ頃この状況が分かって、この業者と、富士建設工業株式会社と調整してきたのか、その辺についてお示しをいただきたいと思います。今日工事予定ということでありましたので。

（何事か呼ぶ者あり）

13番（角田喜和議員） もとい、当初の工期が令和5年の3月17日ですね。そうだったものですから、それについての経過についてお示しをいただければと思います。お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 工期の遅れに関しましてご質疑をいただきました。いつ頃そのようなお話が出たかということではありますが、一番最初にお話が出たのは令和4年の8月26日にもうお話は出ております。しかし、その時点ではまだ将来的に納期等の見込みも分からないということなので、引き続き工期、材料等

の取得に関して努力をするようにという指示をいたしました。その後11月の25日に再度請負業者のほうから工期延長の申出がございまして、その時点では2月中旬以降にならないと見通しが立たないということでしたので、今回2月議会で議案上程ということになっているものであります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ただいま経過を示していただきました。工期が今年の3月17日ということで、到底間に合わないということでありました。2月中旬以降の見通しということで、今現在では見通しが立っていない中で、変更後の今年の6月30日のできるのかどうかというのがありますが、何が原因なのか、部品はどうなのかというのがもしお示しできればと思いますが、ご確認になればと思いますが、お願いいたします。

それから、今でもしらゆり聖苑については営業しているわけですから、制御部品がなくても取りあえずは稼働はしていると思いますけれども、その辺の、業者の中身の話かと思いますが、それがどうなのか、炉が何炉もありますから、その一部の炉が休止しているのですとか、そういうことであればまた問題ですが、その辺についても詳しくお示しいただければありがたいのですが、お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 今回繰越明許をお願いいたしました部品につきまして申し上げます。

火葬炉の燃焼空気の適正な風量を調整する装置、フローコントロールユニットと言われるものなのですが、その中の油量と空気量を比例調整する制御装置の一部が半導体が納期が間に合わないというふう聞いております。また、現行火葬に関しましては故障等が出ているわけではございませんので、運用には支障はないのですけれども、もしこれが壊れるとなりますと非常に運用に支障が出ますので、修理を事前に交換等をしたいというところであります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 部品につきましては分かりました。これについては、定期的に交換する部品であるのか、それについては今回不測の事態になりましたけれども、ある程度見通しがつくものであれば計画的なことも必要かと思いますが、不測の事態でつかないということでありましたが、計画的な制御部品の交換等々がこれから発生するとすれば、その辺についても業者と綿密な打合せをして進めていただければと思いますが、早期に6月30日までの延長ですから、早めに工事していただければと思いますので、その辺の今後のことを含めてお示しいただきたいと思います。

以上、3問目ですので、終わりにします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 火葬炉を含めまして、施設等の修理につきましては毎年度定期的に修理項目をチェックしながら、皆さんにご不便のないようにやっております。ただいま議員からいただきましたとおり、今の道具につきましても経年劣化等がございまして、それを実際に運用している業者等と協議して、毎年修繕項目を決定しながらやっておりますので、今後も皆さんにご不便をかけないような形で引き続き修繕等を実施していきたいと考えております。

議長（望月昭治議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長（望月昭治議員） 日程第10、議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の75ページをお願いいたします。令和5年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組合同規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するための分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。77ページをお願いいたします。令和5年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年と同様の内容であります。負担金分賦割合の（1）、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は、夜間急患診療所に係る運営費、火葬場、斎場に係る運営費であります。

（2）、均等割6%、搬入割94%に該当する経費区分は、ごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。

（3）、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は、消防救急に係る経費であり

ます。

(4)、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は、救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センターに係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他(1)、(2)及び(3)に該当しない経費であります。

備考欄及び79ページ以降の議案第11号参考資料1、2につきましては、ごらんいただくことで説明を省略させていただきたいと思っております。

81ページの議案第11号参考資料3は、昨年度との対照表であります。傍線部分が変更点でございますが、右側の経費区分の2行目、火葬場、斎場に係る運営費、借地費のうち傍線部分の借地費が令和5年度は削除となっております。これは、しらゆり聖苑西側の借地につきまして、令和4年度中に地権者に返還したもので、令和5年度は借地費の計上が不要となったためであります。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長(望月昭治議員) これより質疑に入ります。

14番、小池春雄議員。

(14番小池春雄議員登壇)

14番(小池春雄議員) それでは、質問いたしますけれども、負担金分賦割合についてでありますけれども、これまで随分この問題については議論のあった部分なのですけれども、この中の均等割の消防救急に係る経費が均等割で4%、そして消防費の基準財政需要額が96%ということで、ほかの部分については均等割が6%、そしてそれぞれの利用者割、搬入割が94%になっているわけなのですけれども、以前は8か町村でやっていた部分のときは均等割が10%で、それが合併によりまして吉岡町、榛東村が割を食うと、8か町村が3つになって、それが均等割で割を食うということなので、これはどっちかというそれぞれの利用者割、搬入割、人口割ということで決めるのがベターではないかという話がありました。そして、今回のこのケースを見ましても、人口が少ない、ここで見ますと実際は榛東村が一番私は割を食うのではないかというふうに思っておりますけれども、管理者会議の中でこの分についてはしっかり協議をするという回答も得ているわけなのですけれども、そもそも市町村の負担金分賦割合というのは広域組合の条例の中で毎年これを議決をするということになっているので毎年出てくるわけなのですけれども、私が聞きたいのは割を食ってしまうであろう、榛東村が一番大きいのですけれども、吉岡町のほうはもうちょっとましなのかというふうに思うのですけれども、そういう中で管理者会議の中で副管理者がこれでいいのだよというので十分に納得してこの負担金分賦割合というものが承認されたものなのか、それとも異論があっても、どういう形になったのか知りませんが、私が見てこれはこれまでも副管理者間の中でも問題があったところまでここまで直してきたという経過があるのです。その部分で、本当に円満でこれでいいのだということで決まった額なのか。私は、これはそれぞれの利用者割あるいは搬入割、人口割というので均等割というのは廃止をすべきではないかという考えなのですけれども、その辺についての正副管理者での合意に至った経緯についてお尋ねをするものであります。

議長(望月昭治議員) 事務局長。

(事務局長木村 毅登壇)

事務局長（木村 毅） ただいま小池議員のほうから負担金分賦割合の正副管理者会議における協議ということでご質疑をいただきました。以前より分賦割合につきましては、正副管理者の中で協議をした上で決定をしますというようなことになっていたかと思えます。今回の次年度の分賦割合につきましても、事務局として案を提案させていただいた上で、正副管理者それぞれの皆様にご協議をさせていただいた結果が出て、今回提案をさせていただいているというところでございます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、一番割を食うのではないかとされる榛東村の真塩副管理者はこれでいいのだというふうにいつの間にか弱腰というか、これを妥協するふうになってしまったのですか。以前はこれ何とか改善をしてくれというような要望もあったわけなのですから、その点はいかがでしょう。

議長（望月昭治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 具体的に申し上げて、その内容、その以前から小池議員はそのときの様子は知っている、そういう中で今の発言だと思うのですが、これは人口の少ない、あるいは遠いところからいろいろ持ち運びをしなければならない、そういうことについて理解しているのかと、それで納得しているのかと、どうに答えたらいいのですかね。一番初めのときから、大分前からこの問題については人口とかそういうもので、あるいはごみ処理についても大分少ない、そういうところがここで申し上げていいのかわかりませんが、結果的には管理者会議等でこのように決まったものをずっと続けているというのが現状です。個人の言葉を言わせてもらえば、これで本当に納得しているのかどうか、これは納得というのは話合いの上でやっているわけですから、納得したということではいいのですけれども、本当にそんなところを言えるのかどうか分かりませんが、使用形態によって、使用の量とかそういうものではぎると負担金とかそういうものを出すのが私は一番正しいというように思っております。それ以上のことをちょっと言えませんので、よろしく申し上げます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 以前からこの問題についてはそれぞれ考えがありまして、これは均等割を廃止して、利用者割、消防救急であるとか、ごみであるとか、夜間診療であるとか、ここにあるものというのは、広域組合でやっているものというのは、私は基本的にはそれぞれの市町村が使った分だけ払いましょうよというのが原則だと思うのです。そうでないと、均等割を前はこれ10%から6%に減ったのだからいいのではないかと、そういう見方もありますけれども、このことによってでも一番割を食うのは人口が一番少ない自治体が割を食うということは事実ですよ。そういう点から見ると、私はこの均等割というのは廃止していく方向でいいのではないかと、要するに使った分だけお支払いしますよというふうに持っていくべきではないかというふうに思っているのですけれども、これについて、いや、そうではなくて、これのほう合理的なのだという何か正当な理由があればそれは別なのですから、私は今後におきましては均等割は廃止をして、いわゆる利用者割、搬入割、人口割、こういうような方向に持っていくべきだという考えをずっと持っているのです。これについて、それぞれ今の現段階での管理者の今後に向けた考え方を確認したいと思うのですけれども、私はまず廃止することが反対かどうかと、そしてできれば私は廃止したほうがいいと思うのです。使ったものは、使った分だけ払いますよと。まけてくれということで

はないのです。使った分だけはそれぞれが払いましょうという考えに立つべきだと思うのですけれども、以前は吉岡町も榛東村も何とかこれを改善してくれというので進めてきた経過もあるのです。でも、これも94%になる前は均等割が10%が6%になった経過もあるのですけれども、でもやっぱり私はそれより使った分だけに改善していく必要があると思うのですけれども、最後にそれぞれ正副管理者の今後の考え方につきましてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回はこれでいいにしても、今後の問題としてどうしていくかということをお尋ねしたいと思うけれども、それぞれの正副管理者にお願いします。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質疑にお答えいたします。

この負担金の分賦については、長い期間いろいろなご意見、ご議論があったことは私も聞いております。正副管理者会議でも、このことについてまず協議をいたしました。それぞれの団体にご意見があることは私はあると思っております。令和5年度については、これまでの分賦割合でいきたいと思いますということで合意をして提案をしたところであります。今後については、11万圏域住民がおりますので、そのコンセンサスが得られるようにいろいろ調査研究はしていく必要があると思っております。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 吉岡町としても、均等割が少なくなるほうがそれはいいという考えは持っております。ただ、しかし広域圏として一緒にやっていくからには、やっぱりそこに一つの平等性の中で均等割を必要とするということを感じております。ですから、それについては今後正副管理者の中においてしっかりと協議しながら進めていきたいと。今回においては、今のパーセンテージが妥当であるということで判断させてもらって、今回上程に至ったということでご理解いただきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合については原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 2 号 令和 5 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長（望月昭治議員） 日程第11、議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和5年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前年踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性等を観点に取り組んだところであります。また、関係市町村の財政事情が厳しい状況にある中において、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設の補修工事及び消防庁舎建設など緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和5年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ39億1,650万3,000円で、前年度当初比7億9,950万5,000円の増となります。

次に、主な事業について申し上げます。救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましては、業務の充実を図るため、老朽化が進む施設、設備の計画的な補修工事を実施します。また、令和6年度から廃プラスチック分別収集開始に向け、資源物ストックヤードの建設工事を行います。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、老朽化した消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新を行います。

消防庁舎建設等事業では、令和4年度から実施している東分署の建設工事を引き続き実施いたします。

以上、令和5年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。詳細につきましては、この後事務局長及び消防長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 続いて、議案の説明を求めます。

木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいまご上程いただきました議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合予算書及び予算に関する説明書1ページをお願いいたします。令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億1,650万3,000円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりたいと思います。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によりたいと思います。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合はここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。廃プラスチック中間処理業務委託として、期間、令和5年度から令和7年度までを設定するものであります。これにつきましては、令和6年度からの廃プラスチック分別収集開始に向け、令和5年度中に中間処理業務につきまして入札等契約業務を開始したいことから、1億3,907万6,000円を限度額として債務負担行為を設定しようとするものであります。

第3表、地方債であります。起債の目的欄1行目、火葬場斎場事業は、しらゆり聖苑管理事業で、老朽化したしらゆり聖苑の空調設備の更新に係るもので、限度額は6,640万円であります。地方債は一般事業債で、充当率は起債対象額の75%であります。

2行目、ごみ処理施設整備事業は、内訳としてリサイクルセンター施設維持管理事業、粗大施設維持管理事業及び埋立施設維持管理事業に係るものであります。リサイクルセンター維持管理事業は、廃プラスチック分別収集に向けての一時置場となる資源物ストックヤードの建設工事に係るもので、限度額は6,130万円であります。粗大施設維持管理事業は、爆発防止のため設置されている小型貫流ボイラーが老朽化したため更新するもので、限度額は2,460万円であります。埋立施設維持管理事業は、旧小野上処分場水処理施設の活性炭吸着装置が老朽化したため更新するもので、限度額は1,580万円であります。地方債は、3事業とも一般廃棄物処理事業債で、充当率はそれぞれ75%であります。

3行目、高機能消防指令システム更新整備事業は、消防共同センター運営事業におけるシステム更新に伴う負担金に係るもので、限度額は420万円であります。地方債は緊急防災・減災事業債で、充当率は対象事業費の100%であります。

4行目、消防自動車整備事業は、消防ポンプ自動車の更新に係るもので、限度額は6,230万円であります。内訳として、施設整備事業債の限度額が2,000万円、充当率は対象事業費の100%であります。また、一般事業債として4,230万円で、充当率は対象事業費の90%となります。救急自動車整備事業は高規格救急自動車の更新に係るもので、限度額は3,270万円です。内訳として、施設整備事業債の限度額が940万円、

充当率は対象事業費の100%であります。また、一般事業債として2,330万円で、充当率は対象事業費の90%となります。

7行目、消防庁舎建設等事業は、消防署東分署の建設工事に係るもので、限度額は2億8,100万円であります。地方債は緊急防災・減災事業債で、充当率は起債対象額の100%であります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

合計の欄、起債の限度額は5億4,830万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきまして、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただければと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額30億1,511万5,000円で、前年度に比べ2億7,320万6,000円の増であります。主な増額の理由は、衛生費負担金の増でしらゆり聖苑、清掃センター及び環境クリーンセンターに係る施設維持のための工事請負費等の増及び電気料の増並びに消防公債費の増で、南分署建設工事、はしご車購入に係る償還が開始となることなどによるものであります。

2款使用料及び手数料2項手数料は2億2,296万5,000円で、前年度に比べ3,588万7,000円の増であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄1行目、事業系一般廃棄物処理手数料1億9,923万5,000円は、前年度に比べ3,201万5,000円の増であります。これは、先ほどの条例においてご説明いたしました料金改定を見込んだ増額となっております。

説明欄2行目、家庭系一般廃棄物処理手数料2,099万8,000円は、前年度に比べ376万3,000円の増であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。3目消防手数料255万5,000円は、前年度と同額であります。

4款県支出金1項委託金1目消防費委託金は56万1,000円であります。群馬県知事より権限移譲された事務処理に対する県からの交付金であります。

5款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は190万1,000円で、前年度に比べ142万1,000円の増であります。主な増額の理由は、1節土地建物貸付収入、説明欄2行目の送電線線下補償料の増で、小野上処分場に係る補償料で、3年ごとに補償料を受け入れるものであります。

2項財産売払収入1目1節物品売払収入は65万円で、消防車両、救急車両の更新に伴い、車両2台の売払見込見込んだものであります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,343万4,000円は、しらゆり聖苑管理事業、一般廃棄物処理施設整備推進事業及び清掃センター資源物ストックヤード建設工事に充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金243万9,000円は、ふるさと市町村圏事業費に充当するものであります。

8款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入6,087万2,000円は、前年度に比べ2,100万4,000円の増であります。主な増額の理由は、説明欄2行目の有価物売払収入の増によるものであります。有価物売払収入4,631万2,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破碎不適物の売払収入を見込んだもので売払単価の増により増額となっているものであります。4行目、再商品化委託返戻金989万5,000円は、公益財団法人日本容器

包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されるものであります。5行目、高速自動車道救急業務支弁金316万2,000円は、関越自動車道における救急業務に対し、東日本高速道路株式会社から支払われるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第2表、地方債におきまして説明をいたしましたので、省略をさせていただきますと思います。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出につきましてご説明を申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明させていただきますと思います。1款議会費は135万2,000円であります。

2款総務費は1億5,694万7,000円で、前年度に比べ928万2,000円の増であります。1項総務管理費1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明をさせていただきますと思います。職員数は、職員182人、再任用職員6人、パートタイム会計年度任用職員4人、計192人で、前年度に比べ職員は増減なし、再任用職員は3人の増、パートタイム会計年度任用職員は1名減であります。職員人件費は、児童手当を除き総額14億7,272万1,000円、前年度に比べ4,149万4,000円の増であります。主な増額の理由は、再任用職員数の増及び期末、勤勉手当の増によるものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄2段目、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与費等の負担金であります。

4段目、庁舎管理事業は、組合庁舎を維持管理する経費であります。

5段目、情報機器等整備事業は、主に事務局、消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理に係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費261万1,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業であります。説明欄上段より、広域だよりの発行、防火ポスター募集、広域駅伝補助、緑化事業、花いっぱい運動補助などを行います。

22ページ、23ページをお願いいたします。3款衛生費は15億5,699万8,000円で、前年度に比べ4億3,013万3,000円の増であります。1項1目保健衛生費は3,627万3,000円であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として休日における内科、外科の診療に対し、渋川地区医師会に補助をするものであります。

2段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し、渋川北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

2目夜間急患診療所費は、毎夜間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費であります。本事業に関しましては、渋川地区医師会に委託し実施しております。

3目火葬場・斎場費は1億6,904万7,000円で、しらゆり聖苑に係る経費で、前年度に比べ8,062万9,000円の増であります。主な増額の理由は、工事請負費の増によるものであります。説明欄、しらゆり聖苑管理事業、4行目、指定管理料は、平成31年度から令和5年度までの5年間のうち、令和5年度分の指定管理

料であります。5行目、工事請負費1億741万5,000円は、前年対比8,696万8,000円の増で、火葬炉の補修工事を計画的に行うほか、令和5年度は空調設備更新工事を実施いたします。

2項清掃費は13億2,346万4,000円で、前年度に比べ3億4,921万6,000円の増であります。1目ごみ処理施設費は10億8,926万5,000円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年度に比べ3億2,135万3,000円の増であります。主な増額の理由は、電気料及び工事請負費の増並びに資源物ストックヤードの建設工事の皆増によるものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄2段目、清掃センター管理事業、5行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕を行うものであります。9行目、委託料は、清掃センター運転管理業務及び施設の保守管理に係るものであります。令和5年度は、新たにトラックスケール計量システムの改良委託を予定しております。14行目、工事請負費は、計画的に行っております不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行うものであります。

3段目、焼却施設維持管理事業、説明欄1行目、消耗品費は、主にダイオキシン類削減対策等に係る薬品等であります。3行目、委託料は、焼却灰等の運搬業務、塩化水素濃度計等保守点検業務及び中央監視制御装置等の保守点検に係るものであります。4行目、工事請負費は、計画的に行っています焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

4段目、粗大施設維持管理事業、説明欄4行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。令和5年度は、防爆用小型貫流ボイラー更新工事を実施いたします。

5段目、埋立施設維持管理事業、1行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。

26ページ、27ページをお願いいたします。2行目、工事請負費は、小野上処分場水処理施設の補修工事を行うものであります。

1段目、最終処分場維持管理事業、1行目、消耗品費は、エコ小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。4行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。

2段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務及び施設の保守管理に係る委託であります。3行目、工事請負費は、資源物ストックヤードの建設工事に係るものが主なものであります。

2目ごみ処理施設周辺整備事業の800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、前年度と同額であります。

3目し尿処理施設費は2億2,151万6,000円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年度に比べ4,155万円の増であります。主な増額の理由は、工事請負費の増額によるものであります。

説明欄最下段、環境クリーンセンター管理事業、1行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る薬品等であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。説明欄4行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕及び破碎機等の修繕を行うものであります。7行目、委託料は、し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分の業務に係るものであります。最下行、工事請負費は、酸素製造装置、前処理機器補修工事及び

2次処理設備等の定期的な補修工事を行うものであります。

4目一般廃棄物処理施設整備推進事業費468万3,000円は、循環型社会形成推進地域計画の策定に向けた経費等で、前年度に比べ1,368万7,000円の減であります。

4款労働費1項労働諸費1目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、249万7,000円は前年度に比べ187万7,000円の減であります。

以上で歳出の1款から4款までの説明を終わらせていただきます。5款消防費につきましては、消防長からご説明をさせていただきます。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） それでは、引き続き5款消防費についてご説明申し上げます。

28ページ、29ページをお願いいたします。1項消防費18億7,438万5,000円は、消防救急態勢の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ3億3,022万円、21.4%の増であります。主な増額の理由は、消防自動車等購入事業及び消防庁舎建設等事業の増によるものであります。1項消防費1目常備消防費は14億6,763万9,000円で、前年度に比べ2,920万8,000円、2.0%の増であります。

30ページ、31ページをお願いいたします。説明欄3段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校入校、消防大学校講習及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に係る経費であります。

5段目、職員健康管理事業は、B型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

6段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び備品等を適切に管理するための経費であります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点検及び車検等の経費であります。

2段目、業務用備品管理事業、5行目の事業用備品は、消防用ホース及び化学防護服等の購入に係る経費であります。

3段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火服の更新を行う経費であります。

4段目、救急事業、1行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品、毛布等に係る経費であります。3行目の医薬材料費は、傷病者に使用する各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費であります。4行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等に係る経費であります。

6段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか5一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金であります。

34ページ、35ページをお願いします。2目消防施設費は4億674万6,000円で、前年度に比べ3億101万2,000円の増であります。説明欄1段目の消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき老朽化した水

槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新する経費であります。

2 段目、消防庁舎建設等事業は、全て東分署建設工事に係る経費であります。

以上で5 款消防費の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 続きまして、6 款からご説明を申し上げます。

6 款教育費 1 項保健体育費 1 目体育施設費は、渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で220万2,000円、前年度に比べ114万9,000円の増であります。

7 款 1 項公債費は 3 億1,712万2,000円で、前年度に比べ3,057万円の増であります。1 目元金は 3 億1,073万4,000円で、前年度に比べ3,107万9,000円の増であります。説明欄、元金償還金は、組合債28件分で、増額の主な理由は消防債の増によるものであります。

2 目利子は599万2,000円であります。

36ページ、37ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額の500万円であります。

38ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に係る調書、地方債に関する調書につきましては、後ほどごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

議長（望月昭治議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 今説明があったわけでありましてけれども、それぞれ委託料と工事請負費について説明だけでちょっと理解できないものもありますので、資料としてどういうものを委託するのと、そして委託方法はどうになっているのかというのが分かるものと、それと工事請負費ですけれども、工事請負費も、これも100万円を越すぐらいの工事請負はどのような工事であるかということについての詳細が分かるものです。それと、もう一点がシルバー人材センターへの委託というものもありますけれども、これについてはほぼ渋川市のシルバー人材センターが対象になっているのですか。シルバー人材センターとなりますと、それぞれの町村にもシルバー人材センターありますけれども、こちらのほうへの話というのはどうになっているかの部分についてお示しを願いたいと思います。ぜひ議長、その辺の整理をお願いします。

（「暫時休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

休 憩

午前 1 1 時 4 3 分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

再 開

午前 1 1 時 4 4 分

議長（望月昭治議員） 再開いたします。

休 憩

午前 1 1 時 4 4 分

議長（望月昭治議員） 書類の用意がちょっと時間がかかりますので、ここで改めて暫時休憩いたしまして、会議は午後 1 時に再開いたします。

再 開

午後 1 時

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番議員の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 小池議員のほうから委託料と工事請負費について明細をとということで、ただいま資料のほうを作成中でございます。間もなくお配りできるかと思いますが、作成次第配付をさせていただきたいと思います。

それと、シルバー人材センターに対する委託ということでご質疑をいただいております。各事業にシルバー人材センターの予算をつけておりますけれども、それぞれの施設の所在地の各シルバー人材センターのほうに委託しておりますので、例えば職業訓練校は吉岡町にございますので、吉岡町のシルバー人材センター、あと榛東村の水処理場に関しましては榛東村のシルバー人材センターのほうに委託をしているところでもありますので、できる限りシルバー人材センターのほうに委託をしていきたいというところで考えております。

休 憩

午後 1 時 0 2 分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

再 開

午後1時08分

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番議員の質疑を続けます。

14番。

14番（小池春雄議員） まず、質疑に入る前に、ぜひとも予算の審議ですから、渋川市でも恐らく、吉岡町もそうですけれども、あるいは榛東村もそうだと思うのですけれども、予算のときには予算審議に足りる資料をもって、そして額が大きいのは1件で何億円もするわけですから、その事業内容がどういうのであるかと、委託契約だったら継続して委託するとか、また新規の委託であるとか、委託の内容というものをぜひとも予算の審議の段階で、少なくとも予算の審議に足りる説明資料というのは口頭で言うだけではなくて、ぜひこれからは示していただきたいということを、これは議会のほうは議長を通して、また聞かれているほうの方も恐らくそれで市町村長をやっているわけですから、予算審査の場合にはその年度で行う事業計画、事業の内容というのはつぶさに説明資料として出ていて、そしてそれを本会議で審議をして、また委員会でそれを審議するという経過になっていますよね。ですから、そのことを広域組合でははしょってしまっていますから、皆さんが分かっているつもりでもこちらのほうは分かりませんから、ぜひともそれに足りる、当局におきましては資料の提出をお願いしたいということを申し上げておきます。

それで、今届きましたので、中身についてお尋ねしますけれども、ここにあります1,000万円以上の委託という中で、その委託費の中で一番最後に挙げた最終処分場関連事業、エコ小野上処分場管理業務委託という中で4,382万4,000円、これは当時は共和化工が完成したときずっと請け負っていましたよね。そして、そのときの説明ではいつまでここに委託するのですかと言ったら、最初に慣れるまで1年間は共和化工ですけれども、それ以後については一般競争入札で競争されて委託をするという回答をしているのです。恐らく今の事務局長は、その当時は局長でありませんから、そういうふうにした経過というのは覚えていないのかもしれませんが、以前はそういう回答をしております。それぞれの中で、まず委託契約の中で物によりますとここにありますが、ごみ処理施設の中の委託料の中で清掃センター管理業務委託1億9,329万9,000円という、これは、500万円ですか、これは今まで随意契約であったものが競争入札によって5,000万円ぐらい下がったという経過もあったのではないですか。これは、5年間恐らく、タクマの場合では5年間の委託契約で、今年目になるかは知りませんが、そういう経過なのかもしれないと。それ以上の委託料というのも、今示された中でそれぞれの契約の内容というのは、今年目で、何年たつたらいわゆる契約が切れて、また新たな契約になって、価格も一応競争になって変わってきますよというのがあるのではないですか。これ予算書だけでは分からないですよ。ですから、今皆さんのほうから出していただきましたから、これについては見れば分かるのではなくて、この中でここにあるだけではなくて、これに基づいた、まずこの文章のこの説明をしてください。そして、私先ほど何点が質疑しましたけれ

ども、共和化工であるとか、タクマであるとか、今の現状等も含めて回答をしていただけたらと思いますけれども。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 委託料の現況ということでご質疑をいただきました。環境クリーンセンターにつきましては、現在業務委託という形で関東電化産業に委託をしているところであります。複数年で5年という形でございます。

夜間急患につきましては、予算の説明でもご説明をいたしましたとおり、渋川地区医師会に委託をしているところであります。

しらゆり聖苑管理事業は、指定管理料でございます。富士建設工業、たしかこれは新潟の企業かと思えますけれども、指定管理という形になっているかと思えます。

（「何年目になる」と呼ぶ者あり）

4年目で、令和5年度が最終年度で、令和6年度に新たに指定管理を定めるという形になっているかと思えます。

清掃センター運転管理業務委託料につきましては、議員おっしゃるとおり、現在タクマテクノスのほうにしておりますけれども、5年間で令和6年の末と。ですから、こちらのほうも令和5年度終了という形になるかとは思えます。

焼却灰運搬業務委託料につきましては、これは年単位の契約で、アドバンティック・レヒューズという業者が有馬の焼却場からエコ小野上までの焼却灰の運搬という形になっております。

最終処分場管理事業、こちらの上段は、最終処分場関係なのですけれども、水処理施設保守点検業務委託については共和メンテナンスということになっているかと。下から1番目、2番目は両方とも共和メンテナンスということになっているということになります。以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

工事につきましては、入札もなりますので、どちらがなるかは何とも言えない部分もありますが、その説明もよろしいでしょうか。

（「さっき言ったとおり」と呼ぶ者あり）

まだ入札結果がありませんので、お答えすることは難しいかと思うのですけれども。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 工事のほうでいきますと、先ほど説明をした、触れたかもしれませんが、この資料をもって、これの言ったものもあるでしょうけれども、これを見て、予算書にこれがあって、これだとすごく分かりやすいのです。ですから、この説明を一緒にできたらというふうに私が言ったつもりだったのですけれども、さっと出なかったがそれは、先ほど説明したのは、これを出した中で付け加えるものがあつたら付け加えてくださいということで結構なのですけれども、先ほどの私の質疑の中で、特に継続しているものは継続しているものでいいのですけれども、これまでに委託契約という中で、先ほど言いましたけれども、共和メンテナンス、これつくったときにはこれも随意契約でやっていくのですか、それとも一般競争なのですかといったときに、最初のときは当分、一、二年というのは共和メンテナンスです

けれども、それが終わった後については入札で行いますというふうに言っていたのです。ということは、だからこれは共和メンテナンスではなくてもどこでもできるという回答だったのです。そうであれば、この年度はそういうふうに競争入札で行うのかどうなのか。私は先ほども言いましたけれども、一般競争入札にできるものも随意契約でやっていた歴史があるのです。皆さんのほうは、これは特殊な仕事だから、随意契約には合わないのだと、できないのだと。でも、私はこれは随意契約ではなくて競争入札にすべきだと。だけれども、これは慣れた業者だから、ほかの業者にはできないということはずっと言われてきたのです。だけれども、ここにありますタクマに替わったその以前というのは丸太でしたか、丸太運輸が随意契約入札で、丸太でなければできませんという回答だったのだけれども、市長が替わって、これは競争入札にしたほうが良いとって競争入札になったわけでしょう。それまで職員の皆さんは、もうできないと、その一点張りだったのです。私これだけを十数年前から言っているのですから。でも、特殊なものでできないということだった。だけれども、それがちゃんと、タクマはこれつくった製造会社ですよ。製造元と競争して、5,000万円近く安くなったという経緯があるではないですか。

だから、それと同じように、私が言いたいのはここで出していた委託料の中だっただけで一般競争入札にできるものも随意契約でやっているのではないですか。今聞いたら、これも共和メンテナンスがやっていますということだったのですけれども、最初から共和メンテナンスですよ。できてから7、8年たちますけれども。でも、できたときは一般競争にできるのですという回答なのです。だけれども、これがずっとこうなっている。そうすると、いつの間にか事務方も替わってくると議会の中で回答していたことが変わってくるではないですか。そのときに責任を持って回答した人が替わってくると前のことを忘れて、ですからこれ出していただいて、そうするとこの中で去年がこうだったから、今年もこれでいいのではないかというふうになってしまっているのです。ですから、そういう余地がまだ十分にあれば、改善すべきところは改善すべきものがあるのだと思うのです。皆さんがこれをつくりながらずっと見て、その中で今年、新しい年度を見て、今までの皆さんの広域組合での回答と比べてみても、比して、皆さんが暗示にかかっている、前年がこの業者がやっているから、今年もこの業者でいいのだという考えをやっぱり改めてもらって、できる業者がいなければ随意契約でやむを得ないですけれども、そのことができるのであれば、競争入札にしていくという、そういうふうにして、ここの広域組合の予算をたとえ1,000円でも安くするという考えの下で執行ができるかどうかということを確認しているのです。このことは、当然のことながら担当の組合の職員からも回答を得ますけれども、最後には管理者からのこれに臨むまた考え方を確認したいというふうに思いますので、お願いします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいま議員からエコ小野上の処分場の管理業務について、共和メンテナンスが引き続き行っているのではないかとということでいただきましたが、共和メンテナンスにつきましては令和2年度に債務負担行為によって入札の結果、同一の業者が落札をして業務委託を実施しているということでございます。管理事業の運転業務委託につきましては、基本的には入札業務という形で、施設等の保守管理につきましては特殊なものでございますので、その辺のところはなかなか入札に向かないものはありますけれども、議員が以前からおっしゃっていただきました安価な委託料になるように、できるものは入札

に移行をしているところでございます。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質疑にお答えいたします。

最少の経費で最大を効果を上げるというのが地方自治法の根本的な原則であります。様々な公契約がありますけれども、公平、公正に、そして競争性を保って臨むということが大原則でありますので、個々の契約に当たってはそのことに留意しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（望月昭治議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報 の保護に関する条例

議長（望月昭治議員） 日程第12、議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、小山久利議員。

（6番小山久利議員登壇）

6番（小山久利議員） 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまご上程いただきました議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、議案の説明をさせていただきます。

まず、提案理由であります。議案書28ページ下段にある理由の記載のとおり、議会における個人情報の取扱いについて定めるため、条例を制定しようとするものであります。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提出者は岩崎信幸、山崎雄平、茂木弘伸、須田勝、角田喜和、石倉一夫各議員と私小山久利でございます。

次に、条例制定の背景等ではありますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は従来では個別の条例で規律されていたところ、改正後の個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになりましたが、地方公共団体の議会については国会や裁判所との整合を図る観点から、この共通ルールの適用対象から除かれることとなります。しかしながら、議会についても引き続き個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、議会における個人情報保護の取扱いについて必要な事項を定めるため、新たに渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものでございます。

なお、条例制定の基本的な考えといたしましては、改正後の個人情報の保護に関する法律が適用される組合の執行機関と本条例が適用される議会とで個人情報の取扱いや手続に差異が生じないように、整合を図りながら作成したものでございます。

別紙について説明いたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例。第1章は、総則でございます。

第2章は個人情報等の取扱い、第3章は個人情報ファイル、第4章は開示、訂正及び利用停止、第1節は開示、第2節は訂正、第3節は利用停止、第4節は審査請求、第5章は雑則、第6章は罰則及び附則でございます。

なお、附則でございますが、本条例の施行期日について定めるものであり、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用される令和5年4月1日に合わせて施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（望月昭治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例は原案のとおり可決されました。

日程第13 一般質問

議長（望月昭治議員） 日程第13、一般質問を行います。

申合せ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内とします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をしてお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

救急救命の取り組み。

5番、安カ川信之議員。

（5番安カ川信之議員登壇）

5番（安カ川信之議員） 救急救命の取り組みについて。救急活動の現状と課題、救命とリビングウィルの取組、救命と在宅終末期医療とみとりの取組について一般質問を行います。

まず、全般的な質問として救急の現状ですが、救急車の出場件数、現場到着時間、医療機関などへの収容時間などの推移について伺います。また、コロナ禍での収容と医療機関の対応状況、また搬送困難事例などありましたらば伺いをいたします。

以降、答弁を踏まえながら細かく質問してまいります。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいまご質問いただきました件につきまして答弁いたします。

初めに、救急活動の現状と課題につきましてです。これにつきましては、救急活動の現状について、救急出動件数、現場到着時間等、5年間の統計データによる現状と救急活動における課題についてお答えさせていただきます。

初めに、統計から救急活動の現状についてご説明申し上げます。救急出動件数、それぞれ出動から現場到着までの平均時間、医療機関到着までの平均時間、帰署までの平均時間の過去5年間の推移についてでございます。救急出動件数は、平成30年が5,890件、令和元年が5,621件、令和2年が4,904件、令和3年が5,064件、令和4年が5,847件でした。現場到着までの平均時間は、平成30年が9.7分、令和元年が10.0分、令和2年が10.3分、令和3年が10.3分、令和4年が11.5分でした。医療機関到着までの平均時間は、平成30年が39.5分、令和元年が41.2分、令和2年が42.9分、令和3年が43.5分、令和4年が45.8分でした。また、帰署までの平均時間は平成30年が80.6分、令和元年が78.4分、令和2年が79.8分、令和3年が80.5分、令和4年が82.1分でした。

令和4年中の救急出動は、対前年比で783件増加し、過去10年間の救急出動件数を見ましても5,000件を超える高止まり状況にあり、令和2年、令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の外出をはじめとする活動抑制がされたことや、医療機関の受診を控えるなど、緊急性のない救急要請が減ったため減少しましたが、令和4年は5,847件と大幅な増加に転じ、今年も引き続き増加の傾向にあるところでございます。令和4年中の現場到着までの平均時間、医療機関到着までの平均時間はそれぞれ11.5分及び45.8分で、平成30年と比較しまして現場到着までの平均時間が1.8分、医療機関到着までは6.3分長く

なっております。これらの統計データから見てとれる救急活動における課題ですが、現場到着までの時間、医療機関到着までの時間をはじめとする救急活動時間は年々延びており、一刻一秒を争う救命現場への影響が懸念されているところでございます。

続きまして、コロナ禍での医療機関の対応、搬送困難事例などについてです。コロナ禍での収容と医療機関の対応、搬送困難事例についてご質問いただきましたので、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症が国内で発生して以来、救急搬送要請が過去最高水準に達する中で、全国の救急隊は昼夜を分かたず、限界を超える状況にありながらも傷病者の救急搬送に全力を尽くしているところでございます。新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症に位置づけられており、本来都道府県知事が入院を勧告した者、または入院をさせた患者の医療機関までの移送は都道府県知事が行う業務とされております。しかしながら、厚生労働省から総務省消防庁に対し、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症患者、これは劇症患者も含まれます、の搬送について消防機関への協力要請があり、この通知を根拠として現在全国の救急隊が新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送を行っているところでございます。また、渋川消防管内における救急搬送困難事案ですが、第8波とされている令和4年12月に1件ございましたが、報道等にありますが都市部における搬送困難のような状況はございませんでした。救急搬送困難事案の定義ですが、医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案となります。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） ご答弁をいただきました。いかに救急の時間が延びているか、もうちょっと極端な例も申し上げたいと思います。平成17年と比較する、今から17年前と比較すると、現場到着時間が約4.5分延びています。医療機関収容時間が12.8分延びています。これだけ一分一秒を争う救急の現場がなかなか到着時間も、また収容時間もかかっているというのが今の全国的な例でもありますけれども、渋川広域の例でもあります。

次に、救急医療情報キットについてお尋ねをしたいと思います。これは、もう皆さんご存じのように、いろいろな医療情報を書き込んで、筒の中に入れて冷蔵庫に保管するというものが救急医療情報キットです。救命の現場から見たこの救急医療情報キットについて、どのように活用しているのか、またどのようにこのことを現場として感じているのかお尋ねをいたします。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいま救急医療情報キットの取組についてということでご質問をいただきました。救急救命士から見た救急医療情報キットの取組について、救急医療情報キットは現在渋川広域組合構成市町村のうち渋川市、榛東村で実施している事業で、高齢者のみの世帯や障害者、または難病患者等、要件を満たす希望者に対し給付しているもので、自宅での事故、災害、急病などの事態に対する周囲の適切な対応ができるよう、医療情報、緊急連絡先等を記載するキットを配布しているものです。救急救命士から見た救急医療情報キットの取組ということですが、救急要請場所に救急医療情報キットが設置されている場合は救急の指令情報から消防署の情報管理係が出動救急隊にキットが設置されている旨を救急隊に伝え、特に渋川市の情報につきましては情報管理係から救急医療情報キットの内容が救急隊のタブレットへ

送信されることから情報を事前に得ることができるため、現場到着までに要請原因を予測する判断材料が増えたとともに、家族関係者への連絡も容易になっております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安カ川信之議員） 救急医療情報キットについてお尋ねをしたところであります。独居、独り暮らしもどんどん増えていますので、家族がいない場合の救急出場も当然想定される場合であります。この情報で取組をしているところでもあります。先ほど消防長からもお話あったように、渋川市では平成27年の10月から救急医療情報キットの電子化をして、救急車のタブレットに送信していると、全国初の取組としてこのことができていくわけです。例えば意識不明に近い状態で倒れていた方が、救急医療情報キットの内容が例えば糖尿病疾患を持っている方であれば低血糖も疑えるし、脳疾患の疑いもできるということで、いろいろな事前に持ちながら10分程度の間でいろいろな次の展開を想定していけるということで、極めて有効なことだと思っています。渋川市と榛東村で行っているの、吉岡町のことが出ておりませんでした。実は3年前にこのことも聞いておまして、柴崎副管理者から吉岡町として仕組みづくりに導入に向けて検討していきたいというような答弁がありましたし、真塩副管理者からも同様なご答弁をいただいているわけですが、3年間の間にどのような検討をされて、どのように行っているのか、この電子化の取組についてお尋ねをしたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 現在吉岡町では、独り暮らし高齢者などに対して高齢者あんしんカードを配布して、既往歴やかかりつけ医、家族の連絡先などの情報を収集しておりますが、警察や消防などへの情報提供の同意については事故や緊急時に限定したものとっております。渋川広域消防本部で現在導入している救急車両への送信システムに参加するためには、改めて対象者本人から個人情報の事前提供について同意を取る必要があります。令和5年度に吉岡町民生委員児童委員協議会と連携し、町内要支援者の一斉情報更新を計画しておりますので、同時にシステムの案内と事前登録への呼びかけ、併せて関係機関と仕組みづくりや導入について調整、検討していきたいと思っております。以上です。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安カ川信之議員） 統一化へ向けていいタイミングになると思うので、またそれぞれ別々な行動、この後もりビングウィルで関わりますので、そのときも言いますので、そこでしっかり共通フォームでやれたらいいなというふうに思っています。なかなか取組が各基礎自治体ごとで分かれるのも、救急車は共通なのにもかかわらず、基礎自治体が三者三様のことをやっているとなかなか現場の方が混乱してしまいますので、ぜひ統一のタイミングで取り組んでいただきたいと思います。この件もう一回やりたいと思いますので。

次に、救急車が出場から収容まで1回当たりどのぐらいコストがかかっているのか、もしお示しできるのがあればお示しをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいま救急出動1回当たりのコストについてご質問をいただきました。初めに、積

算に当たりましては令和3年度決算額を基に算出したものでございます。令和3年度における救急出動1回に要した金額は4万5,600円となりました。積算の根拠ですが、救急消耗品、医薬材料費、救急車運用に係る燃料費、救急用資機材の修繕費、救急車の車検、点検費、車両購入費の単年度案分と救急隊の維持、運用に係る職員分の人件費を足し上げ、救急出動件数で除したものでございます。参考までに、平成14年に東京消防庁で公表している救急1回当たりの経費が4万5,000円となっておりますので、物価状況や救急出動件数に左右される数値ではございますが、救急出動1回に要する経費は概算およそ4万5,000円から4万6,000円としてご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安カ川信之議員） 年間これから多分6,000件超えてくる出場件数になるので、1回当たりのコストは下がるのです、当然ながら。だからいいことではなくて、件数がいかに多いかというのが読み取れるわけであります。救急車の適正利用のためにも、今回実は救急車を呼ぶほどでもなくて、そのまま医療機関にもなかなかどこへ行っていいのかわからないという方々もたくさんいらっしゃる。でも、取りあえず119番やって、高崎の指令に電話して、今救急車が出てしまうという場面もありますので、そこは本当に先ほど1問目で消防長おっしゃっていただいたように、救急隊員も限界を超えるような仕事の仕方をしております。昨年12月に東京の昭島で、午前零時過ぎに救急車が中央分離帯に衝突して横転するという事故がありました。ドライブレコーダーから見ると、運転手と助手にいた救急隊員が居眠り運転をしていたということです。17時間連続勤務です。7件の搬送をして、休む間もなく一日中救急隊員として仕事をして、起こるべくして起こった事故だとも言われています。それほど救急隊員の人たちが限界を超えるような仕事ぶりなのであります。

そこで、適正利用のためにも今回提案したいのは、タクシーの活用はどうだろうかと思っております。タクシーもこの乗務員が高度な救命講習を受けたり、知識を持って、またAEDを積んでいたりとか、そういうタクシーをつくって、そこで単独で広域で救急車を呼ぶまでもない方々に対応する考えをしたらどうかと提案するところですが、その辺消防長のお考えはいかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいまタクシーを利用した救急制度の取組について質問をいただきました。救急車の適正利用の観点から、タクシー運転手に高度の救急技術を獲得していただき、救急車をサポートしていただいたらどうかとの質問をいただいております。初めに、令和4年に救急車で搬送された方を傷病の程度別に見ると、約33%の1,715人が搬送先の医療機関において軽症と診断されております。これを事故種別ごとに見ますと、急病で32%、交通事故で70%、一般負傷で45%が軽症となっております。約3割を占めている軽症での搬送者について、そもそも救急搬送の必要はなかったのではないかと指摘がなされていることがあり、救急車の適正利用に係る対策としてのご意見かと存じます。ご意見に関連する事業の例として、東京都では東京民間救急コールセンターを開設し、その中でサポートキャブ、これはタクシーですがけれども、を活用しています。サポートキャブは、自分で歩行が可能な方で緊急性がない場合に通院や受診などをサポートするタクシー事業者となります。当コールセンターが案内するサポートキャブ事業者は、東京消防庁から救命講習受講優良証を交付されており、胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの操作などの救命手

当の機能を持つ運転手が乗務し、車内には人工呼吸用のマスクを備えております。利用料金は、自宅からタクシーを呼んだときと同じ料金とのことです。東京民間救急コールセンターでは、ストレッチャーや車椅子のまま利用する場合は民間救急を、自分で歩行が可能な場合はサポートキャブを案内しています。救急車の適時適正な利用を補完する事業として大変有益な事業と捉えております。渋川消防といたしましては、救急需要と救急隊の運用体制とのバランスに配慮しながら、適正な消防救急サービスが行えるよう先進事業等も参考に業務を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） 管理者にもお伺いをしたいと思います。

サポートキャブを東京はやっているのですけれども、東京はある意味近いので、タクシー会社から自宅まで近いのです。だから、そんなにびっくりするような料金がかからないのだけれども、遠いところも渋川広域圏では距離がすごくあるのです。なので、絶対ためられます。救急車を呼んだほうがゼロだから。だけれども、救急車1台当たり4万5,000円以上かかっているわけですから、ここは広域として全体として救急車の適正利用を促進するためにも、その利用した人に補助するとか、タクシー会社に補助するとか、ある意味財政支援をしない限りこういった適正利用に取り組めないと思いますが、管理者のお考えはいかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 安力川議員の質問にお答えいたします。

救急車の適正利用につきましては、限られた資源を最大限に効果を発揮させるという点からも大事なことだと考えております。軽症者が救急車でなくても医療行為を受けられるという方が救急車を利用したことによって、本当に必要な方が救急車に対応できないという事態も起こります。そういったことにしっかりと対処していくために、利用する側においても適切な利用の仕方を考えていかなければならないと思いますが、また一方でそういった方に対して支援をして、救急車でない手段で医療機関にアクセスできるということが必要であると考えております。病院間の転院等にも救急車が使われるという状況にあるようでもあります。救急車の1割ぐらいの利用が転院ということだそうでもありますけれども、太田市等都市部では民間のそういった救急搬送が事業として成り立っているところもあります。そういったことも含めまして、真に必要な場合救急車を使用すると、そしてそうでない場合にもしっかりとタクシー等で医療機関にアクセスできると、そういう体制ができるといいと思います。研究、検討してまいりたいと考えております。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） ぜひ検討をお願いしたいと思います。渋川広域消防は、今7台の救急車体制で行っておりますので、出たら約1時間半は帰ってこないわけでありまして、7台がマックス7件の救急出場が出た場合ゼロになってしまいます。救える命も救えないということもなってしまいますので、ぜひ適正利用についての取組の一つとして検討していただければと思います。

次に、登山道などでの救急活動についてお尋ねをしたいと思います。先日渋川警察や防災航空隊、県警航空隊と渋川広域消防本部で山岳遭難を想定した訓練を行いました。今登山ブームでもありますので、非常に中高齢者の登山をする方も増えているようでもあります。救急要請でその中で登山道で道標とか、また

レスキューポイントという、何番ですとか、ここに何番を言ってくださいとか書いてあるのですが、道しるべのようにあるのです。そういうことを渋川市は実は15年前に群馬県で初めて取り入れました。その状況について、概要とか、どこにつけているのかとか、個数とかをお示しをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいま登山道などのレスキューポイントについてご質問をいただきました。登山道のレスキューポイントについては、概要、数、場所についてですが、名称については登山道通報ポイント、通称道標と呼んでおりますけれども、ところでございます。

初めに、設置に係る経緯と概要について申し上げます。設置に係る経緯ですが、渋川広域管内となる子持山等は手軽な山登りとして中高年にも人気のある山々ですが、先ほどおっしゃっていただいたように、平成23年10月に子持山登山道での滑落による死亡事故が発生したことを契機に、登山道での病気、けが等による119番通報を行う際、通報者が傷病者のいる場所を速やかに消防機関に伝え、円滑な消防活動が実施できるよう渋川市職員と消防署北分署職員が合同で子持山登山道に設置したもので、その後管内7座の登山道に通報ポイントとして渋川市と渋川消防共同で設置したものでございます。通報ポイントは、登山道の入り口から山頂まで勾配、距離等を勘案し、等間隔、これはおおむね200メートルでございまして、設置されていますが、急勾配等危険な箇所は間隔を短くして設置してあります。また、子持山登山道では過去に死亡事故が発生した箇所に道標とは別に注意喚起の表示をしている箇所が1か所ございます。設置されている場所と数でございますが、子持山が56か所、小野子山、中ノ岳、十二ヶ岳、雨乞山に46か所、水沢山に16か所、鈴ヶ岳に10か所、計128か所設置してございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安カ川信之議員） 登山道通報ポイント、レスキューポイントですよね。いいですけども、名前は。やっただいてるところであります。実は渋川市が県内初で取り組んでいたもので、前橋市も渋川市の取組をまねて、前橋市もこの登山道通報ポイントって呼ぶのかどうか知りませんが、同じような仕組みを取り入れているようであります。15年経過しているもので、かなり劣化をしている箇所もありますので、ここはしっかりと新しい、例えばQRコードを入れれば、それをスマートフォンをかざせばすぐ通報の1つ前のことができるとか、かなりできている、進化しているところもあるので、ある程度少額ですが、予算をかけていいものを更新して、吉岡町、榛東村にも山は多分あるのでしょうか、そういうところへもしっかりして、登山の方々がいざ万が一のときに安心して通報できる、場所は多分分かりませんから、山の途中でって。何か目印があれば別ですけども、そういう通報ポイントをしっかりと整備をして、登山の方が安心してできるような体制をするべきだと考えますが、この更新についてある程度しっかりしたものをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほど登山の問題、レスキューポイントです。その関係で更新の関係もありました。更新の考えについてですけども、現在設置されている登山道通報ポイント、つまりレスキューポイントは平成23年から順次設置したもので、数枚は設置替えしたのもございますが、劣化や破損等が認められ

ます。ご指摘の更新の計画ですけれども、今年度中に破損の著しい子持山登山道の道標を渋川市観光課と共同で更新する予定でございます。ほかの6座の道標につきましては、次年度以降に順次更新していく計画でございます。設置からの劣化具合を鑑み、今後は7座の道標を7年に1回のサイクルで更新するよう渋川市観光課と協議、検討しているところでございます。なお、消防職員による登山道の警防調査時に設置状況の調査を行い、破損等が確認された場合は渋川市観光課と協議し、更新等を行う予定でございます。

また、先ほどQRコードというお言葉をいただきました。分かりやすいポイント整備についてですけれども、現在のレスキューポイントは番号表示、例えば7の1等のシンプルなものとなっておりますが、更新に当たり消防本部内で協議した結果、登山道の名称、登山道における現在位置が把握できる表示、これについては先ほど7の1が7分の1というような形になります。それから、登山アプリ等による座標機能、緯度、経度を活用できるようQRコードの表記を考えております。また、登山道入り口にはレスキューポイントの概要及びQRコードの簡単な説明を示した案内板を設置し、登山者への理解と活用を求める予定でございます。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） ぜひ更新計画というか、ちゃんとつくっていただいて、渋川市の観光とかをやるのと金がないとあって平気で言うてしまう人たちなので、しっかりと、全体でもいいと思います。広域としてもしっかりとやって、紙にラミネートをやるような手作り感満載ではなくて、しっかりとつためのお金を使い方も必要なと思っていますので、展開していただきたいと思います。

次に、リビングウィルの取組についてお尋ねをしたいと思います。患者本人が判断能力のあるときに自分の終末医療の在り方、命の尊厳の在り方を表示したものがリビングウィルというものであります。リビングウィルのちゃんと意思表示をした人は、延命治療をやらないという希望も医師に伝えられるし、そのことによってやめて医師が処罰されることもないわけではありますが、一番前になる救急現場としてリビングウィルの意思を持っている方、またはリビングウィルの取組についての考えがあればお聞かせ、また課題等もあると思われるので、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいま救命側から見たリビングウィルの考え方と取組、現状と課題についてご質問をいただきました。リビングウィルは、人生の終末期を迎えるための意思表示と捉えております。リビングウィルには主に延命治療、これは人工呼吸器、蘇生術、中心静脈栄養、経管栄養などの希望や苦痛を和らげるための緩和ケアの希望の有無について、自分の意思として書き示すものと理解しております。しかし、消防救急の根拠となる消防法第2条、第9条において、救急業務とは災害により生じた事故、もしくは屋外、もしくは公衆の出入りする場所において生じた事故、または政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故、その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要がある者を救急隊によって医療機関その他の場所に搬送することをいうとされており、緊急搬送及び救命処置をすることが原則となっております。救命側といたしますと、その考え方、取扱いについて混乱を招いているところで、法の整備が求められるところでございます。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） 119番通報した瞬間から救命行為をしなければならないというのが大原則ですよ。けれども、もう今社会情勢かなり変わって、命の感じ方、死の感じ方それぞれ変わってきつつある中でありますので、質問を続けたいと思います。

まず、先ほど柴崎副管理者から令和5年で統一した医療キットみたいな形になるのかな、分からないですけれども、そういうふうに一斉に変えるという話がありました。このタイミングが非常に大事だなと思っていて、特に今回救急医療情報キット、また、あんしんカード等の名称にそれぞれなってしまうのですけれども、やっぱり今回行政とか医師会、歯科医師会とか介護、看護、多職種の方々ともしっかりともう一回検討して、リビングウィルという最終の命の在り方もしっかり盛り込んで、ここを中心というか、ここをしっかりと盛り込んだあんしんカードとか医療キットを広域でやっているの、統一すべきだと考えますが、そういったリビングウィルの意向も踏まえながらの救急医療情報キットまたはあんしんカード等の統一の考えがあればお示しをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいま3市町村共通のというところをいただきました。救急隊は渋川広域管内で渋川広域消防が行っているものでございますので、渋川市、吉岡町、榛東村、それぞれ3市町村出動しております。その中で、やはり各市町村共通したものがあれば救急隊としても非常に活動しやすいと思っておりますので、その辺今後各市町村と意見を調整しながら共通したものをつくっていきたいと思っておりますし、また各市町村にそのように要望していきたいと思っております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） 消防現場からなかなか行政単位が違うので、とても言いにくいところもあるのですが、せっかく医師会も歯科医師会も広域の連携をしていますので、そこと行政もそれぞれの行政と医師会、歯科医師会等と介護、在宅ケアネットというものをやっていますので、しっかりとやって統一していったほうが私はいいと思っていますので、ぜひ取り組んでいただければと思っています。

次に、終末期の救急要請、先ほど言ったように119番呼んだ段階から救命措置を講じなければいけないのですが、先日在宅医療と救急医療を考える会というオンライン会議に参加をしました。この中で前橋日赤の高度救急救命センター長、中村先生とか渋川医療の高橋先生が講演されておりました。とても興味深かったのは、実は終末期で何かあったら救急車を呼んで病院へということ自体が救命をする先生側にとっては非常にストレスになると、腹が立つってユーモアで言っておりました。命を救う方々ですから、しっかりその辺の考えもあった上での発言だったと思います。今エンディングノートとかPCA、アドバンスケアプランニングとか人生会議とかいうものがあって、自身の死を迎え方を考えている方々も増えてまいりました。突然のそのときに遭遇すると、様々、やっぱり分かっているけども混乱してしまいます。家族が動転する、施設なんかでも動転する、それで望まないけれども、その本人自体は望まなかったのだけれども、救急出場してしまうとかいう場面があります。救急現場としてさらにこういう場合どのように対応していくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） ただいまリビングウィルの関係でご質問をいただいております。まずは終末期の救急要請とその対応ということについて、心肺蘇生を望まない方への対応についてでございますが、救急現場に到着した救急隊は心肺蘇生等を希望しないことが意思の指示書などの書面で提示されたとしても、まずは心肺蘇生等を開始する、そして心肺蘇生等を継続しつつ、救急隊は患者のかかりつけ医に直接連絡して、心肺停止の状況について報告し、医師の指示書などの記載内容と心肺蘇生等の中止の是非について確認をいたします。かかりつけ医に連絡が取れない場合には、オンラインでメディカルコントロールを担っている医師に連絡し、代役として指示を求めています。この間においても、心肺蘇生等の継続を優先しております。救急隊は、心肺蘇生等を中止する旨の具体的指示をかかりつけ医等から直接確認できれば、その指示に基づいて心肺蘇生等を中止することができますということで、救急隊としては心肺蘇生を優先しているという事実がございます。

また、終末期医療の考えについてでございます。心肺蘇生を望まないなら119番通報をしない社会にと考えております。救急隊員が出動先の現場で心肺停止状態となった患者への蘇生処置をご家族から拒否された場合の対応に関して、日本臨床救急医学会の人生の最終段階にある傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生等のあり方に関する提言というものがございまして、心肺蘇生等を望まないのであれば119番通報に至らないのが理想であろうと指摘し、続けてそのような社会、つまり自分のもしものときのことを事前に考え、その心積もりを家族やかかりつけ医に伝えて書面化しておくことが当たり前のようにできる社会を実現するために関係各位の取組を求めるとしています。このような考えを基に啓発が進められるものと思っております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安力川信之議員） 先ほど消防長が言ったように、結論はそうだと思うのです。心肺蘇生を望まない人は119番呼んでは駄目だよという社会になることがいいだなんてさらさら思いませんが、家族とか本人の意思とは無関係にそういう形になってしまうということがあり得ますよね。リビングウィルの取組というのは、終末期医療の全般を指せるわけですけども、これで先ほど消防長が言ったように心肺蘇生を望まない方もいらっしゃると思います。DNARと言われるところなのですが、それでも本人の意思が明確でない限り、心肺蘇生をやめるのは本人の意思が明確ではない限り無理になっているのが今の国のありようであります。ここは心肺が生きていれば、気管挿管とか人工呼吸器を取り付けましょうかという話にもなってしまいます。最後にまたお尋ねをしたいと思います。管理者になるのかなと思うのですが、先ほど消防長から現場のお考えを聞かせていただきましたが、広域の住民にしっかりと終末医療の在り方、救急車の適正利用の在り方等々の渋川広域モデルをつくるべきかと考えております。様々な医療機関や介護職との協議を踏まえた上で行うべきと考えます。同じ質問を実は3年前にも行ってありますので、広域としてこういう終末期の医療の在り方等々をもう一段深掘りする考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 終末期における救急医療の対応についてのご質問であったかと思えます。なかなか命のことを判断するということは、それぞれの人によって大変難しいことではあると思えます。ただ、そう

いったこともよく踏まえて対応していくことが一人一人の命の尊厳を大事にすることでもありますし、その家族を支援することにもつながると思っております。いろいろな方があると思います。渋川消防は、昨日も消防庁に予算の関係で陳情に行きましたけれども、渋川消防、渋消式で非常にすばらしい取組をしていると、全国に広めていると消防庁の次長も話しておりました。この救急の面でも様々なご意見があると思います。そういったことを含めて、渋川モデルのような一人一人に寄り添った大事にする救急体制ができるといいと思います。検討してまいりたいと思います。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（安カ川信之議員） 終末の在り方について本当に考えることがありました。ちょっと述べさせていだいて一般質問を終わりますが、実は2月の8日に私の94歳になる、来月95歳になる母親が亡くなりました。母親も、私たち家族も延命を望まないということできずずっと話し合ってきました。何か月か前にちょっと認知も進んだので、施設にお世話になっていました。その母親が3時のおやつを食べていたところ、急に心臓が止まりました。当然施設は、そういうことも話合いをしておりましたけれども、施設の職員もびっくりするわけで、すぐ胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージを始めて、救急隊に要請をしました。そのまま救急隊は、心臓マッサージをしながら医療機関に収容しました。医療機関も、私も間に合いましたので、強心剤を打ちますか、気管挿管しますか等々を救命医から言われました。母親とか私も話しておりましたので、延命を望まないという話もしておいたので、先生、もういいですということをお告げしました。先生は、ではこれから死亡確認に入りますと言って、死亡が確認されました。その後母親は何で死んだのか死因の特定ができないということで、死後CTを撮って様々な検査をしました。それでも死因特定ができずに、救命医からこれから警察を呼びますと、検視に入りますと。医療機関で検視なのかと、私は、先生、高齢だから老衰でいいではないですかと言ったら、そうはいきませんと言われて、渋川警察入って数時間検視をして、施設の現場検証、事情聴取まで入っておりました。最終的には事件性がないということで、死亡診断書ではなくて死体検案書ということで、死因が心疾患の疑いありという死因になりました。

私が考えたところは、施設も一生懸命やりました、救急隊員も一生懸命やりました、救命も一生懸命やりました、渋川警察も一生懸命やりました。全部一生懸命やってくさっているのです。でも、トータルにすると何だか不思議な社会になっているなと思っていました。ここは、やっぱり先ほど最後に言わせてもらったように、救命の在り方、命の在り方、救うべきものは必ず救うし、高齢化社会進みますので、ここは広域住民しっかり考えなければいけないなというふうに思っています。救命隊員、本当に過剰な仕事をしているのも私もよく分かっておりますので、しっかりとみんなで考えなければいけないと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（望月昭治議員） 以上で5番、安カ川信之議員の一般質問を終了いたします。

休 憩

午後2時25分

議長（望月昭治議員） 休憩いたします。

会議は14時45分に再開いたします。

再 開

午後2時43分

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順序により発言を許します。

1 スラグ撤去の検証。2 再生可能な広域づくり。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 通告に基づいて一般質問を行います。

1点目は、スラグ撤去の検証についてです。令和4年10月25日、定例会において一般質問を行いました。その際に、裁判の中で明らかになった佐藤本位田氏の証言について、裁判記録の証言と一般質問の答弁の中で矛盾があるので、その矛盾点について質問をいたします。裁判の中で、佐藤建設工業社長の佐藤本位田氏が証人として納品伝票について証言しています。この証言の中身については、過去においても一般質問の中でお示しをしておりますが、書き換えの指示を受け、職員、事務員により書き換えを行ったという証言をしていますが、まずその証言部分を朗読していただければと思いますが、よろしく願いいたします。

2点目は、通告では再生可能な広域づくりとなっておりますが、持続可能な広域づくりということで質問をいたします。昨年11月10日、11日に太田市外三町広域清掃組クリーンプラザ及び水戸市清掃工場えこみっとへ先進地視察をして、広域組合議員研修をしてきました。どちらも最新型の施設で、焼却熱を利用して電力エネルギーを取り出す方式で収益を上げています。現在の渋川広域組合のごみ処理の方法は、燃やして灰にして埋めるだけ。ごみ処分の方法は、時代のニーズに合うような持続可能な方法を検討すべき時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。

まず最初に質問をいたします。細部につきましては、自席に戻り質問をいたします。

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 最初に、広域組合のごみ処理について、持続可能なというご指摘がございました。ご指摘については、私もそのとおりだと考えております。現在の清掃センターでは、ごみを焼却して、そして焼却灰は最終処分場で埋立処理を行っている、そういうことでありますけれども、それに加えてエネルギーを活用していこうということ、これについては現在のエネルギーに関する革新的なエネルギーの活用、そのことの上で大変重要なことだと思っております。広域組合においても、今後のいろいろな施設整備の中でそのことをしっかりと検討して取り組んでまいりたいと考えております。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 議員からご質問をいただきました件につきましては、議員が原告となり、広域組合が被告となった事件におきまして、佐藤建設工業社長である佐藤本位田氏が証言を行ったものから読み上げるといようなことをございます。議員がおっしゃっている部分と思われるものを朗読させていただきます。

「多分役所のほうからの指示でR Cの設計になっている。R Cに書き換えてくださいと。だけど、うちはR Cという材料を生産している会社じゃないんですよ。さっきの原告の弁護士さんが見せてくれたように、その材料をR Cと書けばそうなっちゃうわけ。けども、書き換えてくださいと言われた以上書き換えられないわけにはいかないんで、そう書き換えたと思うんですよ。そのときの会社の中の細かいやり取りは、ちょっと記憶にないんだけど。けど、後でただしてみるとそのときはっきりそうやってしておけばよかったなという問題はあったんだよね」と証言をしております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） まず、1点目の裁判の関係から質問を続けさせていただきます。

ただいま事務局長のほうからは、らしきところを読まれていましたが、私が1問目で指摘をしたものは書き換えろと、職員から書き換えてくれという指示を受け、職員に2晩とか3晩かけて書き直したという部分を朗読してくれというふうに私は1問目で言ったと思いますが、全く違うところを朗読されたので、改めてその部分について前後を含めてお示しをいただきたいと思います。やり取りがあるので、多少長くなっても構いませんので、お願いをいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 今議員からお話ありましたけれども、もしよろしければ具体的なページ数を述べ上げていただけるとよろしいかと思うのですが。誠に申し訳ございません。

（「言ったところを読んでください。言ったところをそちらで読んでください」と呼ぶ者あり）

事務局長（木村 毅） では、それらしいと思われるところをちょっと読み上げたいと思いますが。

「だから、そこの碎石の話があって、入れさせていただきますと。じゃ、入れてくださいというお話の中の過程の中で、うちは産廃処理場で後で問題になっておかしなことになっちゃうから困るから、そこについては一切高炉スラグの混じった鉍滓、スラグの入ったやつは入れませんと。それは渋川市も言われて、何回も同じ話をしているんだけど、いつになってもそれが消えない話なんだよね。何でそうなったかという、うちが県と大同特殊鋼に混入量、R Cのボリュームが違うじゃないかとわあわあ言われて、何が何でもいつ幾日まで提出しろと言われてるんで、それに間に合わせるために6人も7人もアルバイトを頼んだり、いろいろな人を頼んで、俺らも2週間くらい寝たような、寝ねえようなことをして、みんな会社全体がそれに専念して物事をしたんだよね。そのときに高炉スラグを運んだおかしなダンプがあるじゃねえかって。この今回の尋問に係るあれが何かあったのよね、それは。だから、そこでR Cになっていたから、そのR Cにするためにそういうことだったわけですよ」。原告側弁護団が「ちょっと長くなっちゃうから、少しずつ区切って私が聞いていくから、少しずつ答えてください」ということで聞いております。

「この書類に出てくるこの署名は、ご自身で書いたんですか」、「そうですよ」。「判こもそうですか」、「そ

うですよ」。「この書類は、どうやって作ったか覚えていますか」、「だから、絶対に入れていませんよという話の過程の中でそうしたわけです」。「この書類をどうやって作ったかという話ですけども、自分の会社でワープロで打ったということですか」、「と思います」。「じゃ、この内容について確認されていますか」、「確認した」。「間違っているところはないですか」、「はい」。「今お話出てきたんですけれども、いろいろとわあわあ作業をしたということを言っていましたね」、「はい」。「この陳述書には、その作業をしたときによく事実確認をしなかったというようなことが書かれてあるんだけど」、「ちょっといいですか。要はスラグ、RCじゃなくてバージンの材料であるということを出したら、現場のほうで、役所のほうだかどこか分からないんだけど、RCになっているように書き直してくださいということで書き直したんだそうです」。「今の話でいくと、証人がやっている会社で何か作って、それをどこかに出したと今言いましたね。だから、県と大同特殊鋼にいつ幾日までに提出しろと、大体2週間くらいだったですよ」、「ですね。間に合わないんで、アルバイトを頼んだりして、何せ伝票が全部でこんなにあったんですよ。それをアルバイトの人間が入ったり、うちの女の子が入ったり、女房がやったり、私もみんな、身内も手伝いに来てくれてやったんだけど、要はバージン材を替えたこと自体は調べた。何でこんなところにこんなものが出てくるんだって。そうしたら、そのときそうやって言われて替えたやつじゃないのということだけはうちの会社で分かったわけ」。「今話に出てきたんですけども、伝票と言いましたよね」、「うん」。「伝票というのは、正確に言うと納品書という名前がいいのかな」、「うん、そう」。「そこで乙61号証の1を示す」。「今証人が言った伝票はいいんですか」、「そう」。「この納品書について、今の証人の話でいくと、県だか大同特殊鋼だか、どっちかから両方とも出せという指示があったわけ。両方か」、「両方とも」。「その両方の指示に従って書類を作ったと」、「作ったというか、だから集計したわけですよ。あんたのとは、仮に100なら100という数値に対してまだ足りない分があるじゃないかと。全部チェックして、チェックして、チェックして、それでバージン材をRCに替えたやつもRCだから、大同特殊鋼の商品と同じにチェックしてもらったと思うんですよ」。このぐらいでよろしいかなと思います。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ざっとそれらしきところということで読んでいただきました。その中で盛んに出てきたのが、RCとバージンの関係が出てきましたが、それは前回10月25日の定例会においても皆さんに現場の写真でいいのでしょうか、前回お示ししました。今回も参考で私は持ってきましたけれども、大同特殊鋼株式会社と佐藤建設工業の取引日報、伝票並びに証拠として出されてきたこんなにもある伝票、623枚の、6人も何人も1週間もかかって見直したと、伝票を。これもこの中でも話がありました。いずれにせよ、指示により書き直したというふうなことが証言の中でもはっきりしておりますが、その中で書き換えがあった、書き換えがないというのは水かけ論で、今までもバージンは使っていない、バージンでRCは使っていないと盛んに言っていました。その中ではRC40-0、この取引伝票が納品書ではバージンの伝票にすげ替わっているということを前回でもお示ししましたが、そこについて今確認をさせていただきました。そして、1週間かけて何人もの職員、奥さんも関わったようなんですけれども、書き換えたものに受領印は本来あるはずがないのに、出てきたものについては受領書というところに名前が全部サインがしてありました。これについてはおかしいことだと思いますが、書き換えられたものには受領印はないはずなんですけれども、それが受領書らしきものが書いてあったのはいかがだと思いますか。そのところについ

てお考えをお示してください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 書き換えがあったというような証言の中で、どういう考えかというご質問であります。この証言の中の通しで見させていただきますと、いろいろな伝票が出てまいります。作業日報であったり、納品伝票であったりということでもありますので、裁判の中でも判断をされております。納品伝票等につきましては、書き換えの事実がないと認められておりますので、証言者が申し上げているのは作業日報等の会社における保管をする書類類の書き換えということと考えております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） お言葉を返すようですが、会社で書き換えの伝票は出てくる必要はないです。会社の内部で書き換えた伝票なんか出てくる必要はないです。

（「サインで」と呼ぶ者あり）

13番（角田喜和議員） サインも要らないです。ところが、今回今問題になっている書き換えたものに受領印はないはず、サインもないのです。どちらかがうそを言っているとしか考えられないです。納品伝票は、ちょっと納品伝票と作業日報と、それから大同特殊鋼株式会社の佐藤建設工業との取引伝票、この3通を、前回も言っていますが、このことは基本的には言いませんが、納品書の宛先と、それから作業日報の宛先とバージンを材料とした納品伝票と作業日報並びに砕石100-0とか、その伝票の納品伝票の筆跡がまるで違うという話は前回もしていましたが、これが証拠として出てきました。この証拠の出てきた作業日報は、佐藤建設工業内部の書類です。内部の書類を、誰に言われたか分からないということですから、指示されて書き換える必要はないのです、内部の作業日報なんかは。書き換えるとすれば、この納品伝票が書き換えられるということしか。何でかということ、サインまでしているのです。この受領印、サインが事実かどうかというのはこちらでは何とも言えませんが、数人いる中で、Aさんが書き換えられた納品伝票のサインは全く同じ。Bさんが書き換えた納品伝票の受領書、現場受領書のサインは全く同じ。こういう事実があるのです。裁判云々ではなくて、やはりそのところをしっかりと、こういう指示をして、こういう原因があるのだよということで、私は管理者である高木管理者のところへこれを持って行きました。これについては、前段でこういうおかしなことがやられているよということであるところへ持って行きましたらば、これは弁護士を通してしっかりとした書類にして、改めて提出してくれと言われました。それだったらば、管理者に事実を確認してもらおうのが早いということで管理者に持っていった。繰り返になりますけれども、管理者、私がある人と一緒に持って行きましたけれども、それは前回もお認めになりましたけれども、その書類がどうなっているのかということ、次で聞きたいのですけれども、そのところについてはいかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 角田議員、ただいまあなたの今の質問の前の質問のときに、あなたはR C40-0、バージンにすり違っていると書いていますけれども、バージンの40-0がR C40-0になっているということではないのですか。要するにバージンというのは、新しい40-0がR Cに書き直してあるということですよ。だから、そこがちょっと勝手が違っているのですけれども、ちょっと言い直しておいてください。

13番。

13番（角田喜和議員） その次は答弁をいただきたいということで、そのところについては繰り返しになりますが、作業日報、これは会社内というのですか、会社内の書類、これが間違っていたから書き直せなんという指示を群馬県が出すはずはないと思うのです。作業日報と納品書について、作業日報を運んだのはRC40-0を何立米、何月何日、小野上処分場へ運んだという作業日報でした。それを同じ日付で納品書はバージンのC40-0に書き換えられた、RCをC40-0に書き換えられているということを私は言いました。よろしいでしょうか。

議長（望月昭治議員） いいです。

13番（角田喜和議員） そのところで、改めて答弁をしていただければと思いますが。お願いします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） ただいま議員から納品書のRCをC40に書き換えたというようなお話をいただいておりますが、以前よりご回答しておりますとおり、納品書につきましては工事における納品結果を残すというところで、あえて書き換える必要はございません。そのため、以前も答弁をしているかと思いますが、書き換えの事実と指示等は一切ございません。また、作業日報につきましては佐藤建設工業における内部の日報でございますので、私どものほうの工事関係で作業日報を書き換える指示をするようなこともございません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 作業日報を書き換える指示をするはずがないです。作業日報の中身なので内部文書ですから、組合の職員がそんなの知るはずもない。組合が分かるのは納品伝票、テーブルの上にあった623枚。それも本来ならば組合の前に置くところであって、業者間で持っていればいい書類だったのです。それが書き換えられた。佐藤本位田氏は、これも書き換えた、それも指示されたと言っているのですから、どちらかがうそを言っているのでしょう。佐藤本位田氏は、裁判の中でうそを言う必要はないのです。

この問題ばかりでは。では次に、先ほど質問いたしました、改めてまた、答弁がないので、確認の意味で質問をいたしますが、書き直せと指示は受けていない、指示した者はいないと事務局長は話しましたが、これについてはこの書類はおかしいから、管理者にしっかりと確認してほしいということで依頼をしました。管理者は、前回の質問の中で、事務局の者に指示をいたしました、事務局室であったと思いますと答えて高木管理者は言っていますけれども、その事務局長とは当時のどなたを指すのかお願いをいたします。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 当時の事務局長は、藤岡さんだったかと思います。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 木村事務局長に伺います。

前任者に確認したところ、その書類自体は廃棄をしてしまったのか、現在手元にございませんと答弁をしていますが、前任者に確認をしたと、その前任者は今管理者が答弁なさった藤岡前事務局長でよろしい

でしょうか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず最初に、ちょっと訂正をさせていただければと思いますが、前回の一般質問でただいま角田議員のほうで破棄してしまったのかと私のほうで発言をいたしました。お問合せの書類がないということに対して、私の不確実な考えで発言をしたものであります。破棄をしてしまったかという点につきましては、取消しをさせていただければと思います。誠に申し訳ございませんでした。

また、管理者がその当時の事務局長ということでおっしゃっていましたが、職員とすれば藤岡事務局長になるかと思えます。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今事務局長のほうから訂正がありました。となると、あるものだったならば出していたきたいし、その書類の所在をはっきりとしていただきたい。確認を取りたいと思いますが、ここでは取れないと思いますので、中身については議長に諮っていただければと思いますが。後で確認してくれと。あるかないかを。ここで持ってこいなどと、当然時間的に言えませんが、改めて書類の所在について確認を求めておきますので、議長のほうからその指示を出していただければと思います。お願いします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 書類につきましては、先ほど破棄をしてしまったかというところについては取消しをさせていただきましたが、そのもの自体は事務局のほうにはございませんでした。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） では、その書類はどこにあるのですか。事務局のほうにないとすると。管理者に渡してあるのですが、管理者のところに戻っているのですか。管理者は、指示をしたというところでありますから、どうなのでしょう。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 様々な情報が私のところにも入ってきますけれども、それぞれ関係するところに指示をして、私の手元に置くということはございません。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） それでは、管理者をお願いします。その書類がどこに行っているのか、きちんと調査してください。次の機会まででも、私今回最後ですからどうなるか分かりませんが、議員としてまだいますので、その辺について管理者である高木管理者にお願いをいたします。その書類がどうなっているのか、調査をしていただきたいと思います。これは要望ですので、管理者、しっかりと受け止めていただきたいと思います。どうでしょうか。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 私の手元にはございませんので、そのことについてはまた事務局のほうに話をしてみた

いと思います。

議長（望月昭治議員） 13番、ちょっといいですか。今管理者に、あなたは書類はどこにあるのだから調べてお願いしているのですよね。今管理者は、手元にないという話はもう聞いていますよね。だから、するかしないかを聞いているのでしょうか。

管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 先ほど申し上げましたように、事務局のほうに指示をいたします。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 事務局のほうにも確認します。事務局のほうでもしっかりと確認をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 管理者から指示をいただきましたので、調べていきたいと思います。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） やっぱり書類というものは大変重要なものです。直接でなくても、郵送でも、それからいろいろな部分で、例えば投書で来たりとか、郵送で来たり、それでも大事な書類ですから、そのいきさつはどこに行ってしまったということは行政としてはあってはならないことだと思います。しっかりと調査をしていただきたいと思います。この辺については、また機会があれば行いますが、今期定例会最後ですので、次に移らせていただきますが、その辺の対応をお願いいたします。

持続可能な広域づくりということで質問いたしました。管理者のほうからは、広域としても前向きにこれから検討していきたいということでありましたけれども、これについて小野上の今のエコ小野上処分場も含めてクロズド工法でやっている。以前には吉岡町に次の処分場を計画していると、同じようなものを計画しているのだということを伺っておりますが、これについては時代の要請には全く合わないような状況が来ているのではないかと思います。これについての社会的構築としてのSDGsの中で、2030年のところではこれについて持続可能な社会の構築ということで前倒しをしてでもしっかりと持続可能な施設にすべきであると考えます。これについては、答弁にありましたが、その中で古くなったものを使うまで使うということではないと思うのです。同じことを繰り返していれば、持続可能な社会の構築は当然でできないし、処理方法を考え直す時期に来ているのではないかと。それには、処理方法を考え直すと同時に3Rというものをしっかりと見据えないとならないと思うのです。今の渋川市、吉岡町、榛東村、この1市1町1村の中では、ごみの収集が群馬県内では分別が一番遅れている状況ではないかと思います。これは、やはり組合の旗振りだけでなく、各自治体でしっかりとそれをそこに生活する住民の方に示していかなければならない。この絶好の機会が、これから始まろうとする次の処分場に結びつくことではないかと思うのですが、リデュース、減らす、リユース、繰り返す、そしてリサイクル、再資源化、焼却施設の前倒し、この問題について再度各管理者、副管理者にもお聞きしたいのですけれども、これは単純に組合だけでは済まない、全地域共通の課題として取り組まなければならないと思うのですが、その辺についてのお考えをお示しいただければと思いますが、お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ごみの削減というのは、地球環境にとって大変大事なことでありますので、渋川市だけの問題ではありませんが、日本全体としても取り組んでいかなければなりませんので、日本全体といいますよりもパリ協定以来の2050年のカーボンニュートラルゼロに向けて様々な取組を進めていく中の一つとして、この3Rを中心としたごみの減量化を進めていかなければいけないと思っております。ご指摘がありましたように、私の渋川市だけ取って見ましても1人当たりのごみの量が県下の12市の中では高い状況でございます。これを何とか圧縮していきたいと思っております。それには、市民の皆さん、圏域住民の皆さんの理解を得ていかなければいけないと思っております。ごみを減らそうという、そういう共通の認識を持つことによって、このことが進むのではないかなと思っております。渋川市に限って見れば、もったいない条例というようなものをつくって、できるだけ食べ物についても困っている人に差し上げるとか、あるいは余分なものを食材に取らない、いろいろな取組がありますけれども、そういった細かなことをしっかりと実行していくことでごみの減量化につながっていくのではないかなと思っております。意識と、そしてそういうシステム、仕組みをしっかりと両面から構築して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） ただいま角田議員のほうから吉岡町に今度予定される最終処分場、いろいろとお気遣いいただきましたことに改めまして感謝を申し上げます。町としても当然新しい最終処分場をつくっていくからには、いわゆる最新鋭の今までにないそういう施設づくりをお願いしたいと、そんなふうに思っています。もちろんSDGs、3Rを含めた中での新しい施設づくりに邁進していきたいと、そんなふうには思っております。以上です。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今管理者、副管理者からお答えをいただきました。今度吉岡町につくる計画では、地元の同意が得られたというようなことを伺っておりますけれども、今度はその先にあるのは組合として地権者との交渉に入る、そういうふうに、今日、あしたではないですけれども、次の段取りにはなってくるかと思えます。そうになった場合、今ですと、小野上の処分場が約32億円ぐらいの予算規模でしたから、今度は50億円ぐらいにはなるのかなと、もつとなるのかな、最新鋭にするとどうなるかなというのがありますが、この中で今まで古くなったものを使えるまで使うということで今修理をしたり、修繕をしたり、今日も質疑の中でもありましたけれども、この間修理したり、修繕したりしてかかってきた費用がどのくらいになるのか、また新しい、時代の要請に合った計画費がどの程度になるのか、もし状況等がお示しいただければ伺っておきたいと思っておりますが、お願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 今まで清掃センターの修繕等に要した費用ということでご質問をいただきました。事務局のほうで過去10年分ということで用意をさせていただいております。清掃センター焼却施設、また

同時にございます粗大処理施設及びリサイクルセンターにおける修繕費等の過去10年間の実績は17億8,000万円となります。内訳といたしましては、焼却施設で16億500万円、粗大処理施設で1億7,300万円、リサイクルセンターで253万円となっております。このことから、1年当たりの平均では約1億7,800万円となっております。また、今後のということでございますが、直近でございますと清掃センターの基幹改良が予定をされているところでございますが、詳しい数字をちょっと持ち合わせていないのですけれども、記憶の中で申し訳ないのですが、70億円程度基幹改良にかかるのではないかと記憶をしておるところであります。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ただいま10年間の施設にかかった経費、約17億8,000万円で、今後新たな運営費としてかかってくるのが50億円というのではなく70億円ぐらいだと。そしたらば、今までみたいなクローズド工法ではなくて、しっかりとした新しいものをやるべきだと私は思います。その中で、先進地事例を2か所見てきましたが、焼却としてエネルギーを取り出す方法と、また燃やさないでメタンガスの発生でエネルギーを取り出す方法等々がある。これは、以前小池議員からもSDGsの関係でそういう質問があったかと思っておりますけれども、この問題でも分別をしっかりと、生ごみと焼却ごみを分ければ可能となりますし、焼却してエネルギーを取り出す方法もある。どちらの方法でも分別してエネルギーを取り出すということを考えれば、これから5年後、まだまだ決して遅くはないと思うので、その検討を改めて、一から考え直すことでもいいと思うのです。そうすれば、面積でも今計画しているのは約40億円ぐらいでしたっけね、吉岡町で。ですから、もっともっと縮小した中でできるのではないかと思います。これは、提言ということでお示しいたしましたが、考えをお願いいたします。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 今後整備される施設のエネルギー回収等につきましては、大前提としてそれをまず検討するというのは私どものほうでは考えているところでございます。分別収集が進むことによって出るごみ自体も減ってまいりますので、小野上処分場の規模よりは吉岡町の最終処分場は小さくなるのではないかというふうに私どものほうでも考えております。議員がおっしゃられるような形でパーフェクトに言えば、もちろんかなり減るわけでございますけれども、現在の形の中でできる限りの対応をしていきたいと思っております。

議長（望月昭治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 事務局より答弁がありました。コンパクト化した中で、もっと凝縮したいものをつくっていききたいということでありました。最後に、これは先進地事例の一つなのですが、豊橋市の下水処理施設で、これは豊橋市ってもう大きな市ですけども、その下水処理施設で発生する汚泥処理を行う豊橋市バイオマス利活用センターというのがあります。そこは、生ごみも、それから家畜から出るふん尿も一体化して、そこで汚泥処理を行って、バイオガスを発生させて、それでメタンガスの発生でエネルギーを取り出すという方式です。これは、出力ガス発電機は1,000キロワットとこんなでっかいのですけれども、ちょっとそれに当てはまるかどうか分かりませんが、やはりそういったいろいろな事業と併せた中で群馬県と渋川市は養豚農家もいっぱいいる、養鶏業者もいっぱいある、こういう中で一体型の処

理が何らかの形でできればもっともっといいようなことが考えられますので、そういった先進事例もありますので、ぜひあと5年後、いい処分場ができるように、その前段として生ごみ、焼却ごみ、しっかりと分別を、もっと細かな分別が行えるような主導的役割を広域組合でやっていただければと思います。このことを申し上げ、一般質問を終わります。

議長（望月昭治議員） 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了いたします。

通告の順序により発言を許します。

1 ハラスメント問題について。2 鉄鋼スラグの撤去。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、一般質問を行います。

まず、1点目でありますけれども、ハラスメント問題についてであります。①としまして、職場におけるハラスメント問題は年々増加しています。職場のパワーハラスメントについては、2020年に厚生労働省が実施した職場のハラスメントに関する実態調査によると、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人が31.4%もありました。従業員3人に1人が過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると答えています。職場内のハラスメントを防止するには、全職員のパワーハラへの理解を深め、関心を持つことが何よりも大切です。広域組合では、ハラスメントについてどのように考え、どのような取組をされているかお伺いをするものであります。

②としまして、職場パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することができないだけでなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける人権に関わる許されざる行為になります。令和3年度、都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数が2万3,000件あったと報告されております。また、2019年の198回通常国会において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、これにより労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられました。あわせて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもセクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したことなどを理由とする不利益取扱禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確にされるなど防止対策の強化が図られ、2020年6月1日から施行されました。広域組合におきましても、ハラスメント問題に対して今までどのような対策が取られてきましたか。お伺いします。他の団体において、新聞紙面等を騒がす案件が発生をしておりますけれども、消防職員などはどうですか。

3番目といたしまして、またハラスメント防止のためのコンプライアンスはどのようになっていますか。

4番目といたしまして、最近ダイバーシティーマネジメントの一環としてLGBT等性的マイノリティーへの取組が注目されております。本人がカミングアウトするケースが少ないため、ふだんの生活や仕事の中でLGBTの方を意識している職員は少ないと思われま。しかし、現実にはLGBTの方は人口の約5%から7%と言われております。職場や関係機関にLGBTの方がおられることも十分に考えられます。知らないうちに傷つけ、精神的な負担を強いているかもしれません。そうした事実を周知し、適切な

配慮ができる職場づくりを進めることは、渋川広域組合の信頼を高めるためにも、またコンプライアンスの観点からもとても重要な課題となっていますが、広域組合においてLGBTに関する対策についてどのようにされているかお伺いをするものであります。

続きまして、2点目でありますけれども、エコ小野上処分場のスラグ撤去についてであります。スラグ問題の発生から10年がたとうとしています。しかし、いまだに解決を見ず、今日に至っております。産業廃棄物である鉄鋼スラグは、含有量の0.8、溶出量の250を超したものは再生材として使用できないとなっています。廃棄物処理法では、特定廃棄物として管理型処分場で処分することになっています。国道17号バイパス吉岡地籍の場所では、国土交通省より撤去がされています。私たちは、国会議員を通じて国土交通省と協議をし、問題点を指摘しましたら、それほど時間を置かずに問題の解決に至っています。撤去されました。また、皆さんはこのエコ小野上処分場のスラグ碎石の問題につきまして、1期工事であると主張しておりますけれども、1期工事であるとの証拠はどこにあるのか、この点につきましてもお示しをください。私は、2期工事、エコ小野上処分場だと思っております。2期工事であれば搬入者責任となり、搬入者に責任を求めることとなります。搬入者が様々な条件で責任を負えなくなった場合には、排出者に責任が及ぶものと思われまます。考え方を変えてでも早急な撤去が必要であります。また、さきの議会で真塩副管理者が、スラグ問題で3者による協議で事を進めたことに対して、榛東村、吉岡町は迷惑している。それが大同特殊鋼株式会社に利用されているような気がするの、怒り心頭だとの発言もありました。このことに対しても、副管理者のそのときの発言だということで済ませてしまうのではなくて、どうしてこういう結果に至ったかということも十分に協議をする必要があると思います。そのことによって、初めてこの問題の解決が前進するものだというふうに思っております。今後の見通しも併せてお聞かせいただきます。以上です。

議長（望月昭治議員） 木村事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず、ハラスメントに対して、広域組合としてどのような取組をされているかご質問がございました。広域組合では、職場におけるハラスメントの防止等に関しまして、全ての職員が個人として尊重され、快適に働くことができる環境を確保するため、ハラスメントの防止に関する要綱を平成25年4月1日に制定し、相談窓口を設け、ハラスメント防止に努めているところであります。また、職員のストレスチェックを毎年実施いたしまして、メンタル不調者の早期ケアのほか、ハラスメント発生の背景となり得る職場環境の悪化などを未然に防ぐ目的で行っているところであります。ハラスメント防止の職員への周知としましては、毎年度4月に所属長会議においてハラスメントの防止等に関する要綱と相談窓口の相談員につきまして所属長を通して全職員へ周知を図っていると同時に、パソコンの情報系グループウェアにも掲載し、いつでも閲覧できる状況となっております。所属を超えて相談しやすい環境を心がけているところでございます。

続きまして、今までどのような対策が取られてきたかというところでございます。まず、相談等があった場合には、先ほど申し上げた要綱等に従いまして事実関係の確認を行い、必要と認められるときはハラスメント苦情処理委員会を開いた上で事実関係の調査、対応、措置の審議等を行うことになっております。現在までそこまで行ったという事例はございません。

続いて、ハラスメントに対するコンプライアンスということかと思いますが、申し訳ございません、LGBTということでご質問がございました。どのように職員等へ理解を深めるかということでございますが、やはり職員が正しい知識を持ち、適切な対応ができる体制を構築したいという考えでございます。そのためには、内部研修等が必須と考えておりますので、今後研修の実施について具体的に検討していきたいというところでございます。渋川市職員のLGBT研修につきまして、来年度合同で実施できないか現在協議をしているところでございます。

次に、大同特殊鋼株式会社の関係でございますけれども、順番としては搬入路に入っている鉄鉾スラグが1期工事であるというその証拠はということでございます。まず最初にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、1期工事と、私どもではそのように申し上げてはいないところでございます。旧小野上処分場ということで、平成5年3月から平成24年2月まで埋立てを行っていた部分のところを指すかと考えているところであります。そこに搬入されたスラグがなぜ1期であるということの証拠をとということでもありますけれども、以前にもちょっとお話をさせていただいているところであります。エコ小野上処分場の工事契約というのが平成24年の11月であります。搬入路における鉄鋼スラグの購入、搬入というのが平成17年から平成23年までとなっておりますので、平成24年11月に契約を行ったエコ小野上処分場のために鉄鋼スラグを入れたという事実はございません。

それと、今後の方向性というようなことでございますが、今まで組合は大同特殊鋼株式会社に対しまして、環境基準値を超過したスラグの撤去に関しまして費用負担を求めていたところでございます。大同特殊鋼株式会社の回答は、国土交通省、群馬県、渋川市の3者方針に基づき、一貫して撤去に応じかねるとしたものでありましたが、基本方針に基づきながらも撤去費用の負担を要求できる方法がないか、事務局でも協議を進めていたところでございます。令和4年1月11日付の大同特殊鋼株式会社からの回答書を受領して以降も協議を重ね、大同特殊鋼株式会社の言う基本方針に基づきながらも費用負担に応じ得る要求方法として、旧小野上処分場の跡地利用に絡め、撤去費用の負担に応じるよう要求できないかとの結論に至りまして、この内容を正副管理者に報告をした上、大同特殊鋼株式会社へ要求書を提出してまいりました。組合の要求書の内容につきましては、旧小野上処分場の埋立終了後約10年が経過し、跡地利用計画策定期を迎えており、跡地に建築物を建てるには現在の搬入路を渋川市に市道認定していただく必要があり、市に移管するに当たり市道認定要件に見合った改良工事及び存置されている鉄鋼スラグの撤去が必須の条件であることから、跡地整備費用のうち当該道路改良工事に伴う鉄鋼スラグの撤去費、処分費及び運搬費並びにそれに伴う諸経費を大同特殊鋼株式会社の負担とすることを要求したものであります。また一方、組合議会におきましてはスラグ撤去に応じない大同特殊鋼株式会社の対応は納得できないといたしまして、令和4年11月29日、議長、副議長、議会運営委員長の3者により大同特殊鋼株式会社本社のスラグ担当者である環境部長を呼び、スラグ撤去要求をしていただいております。この際、当組合職員も同席をさせていただきました。組合議会からの要求につきましては、議長ら3者連名で要求書を提出しております。議会の要求書の内容につきましては、諸般の報告でご説明をさせていただいたとおりでございます。回答につきましては、諸般の報告でもちょっとお話をいたしました、「弊社の鉄鋼スラグ製品に係る費用負担及び法的責任については従前の弊社回答のとおりですが、旧小野上処分場の跡地利用計画実行に伴い、関係法令への適用状況等を踏まえて、鉄鋼スラグ製品の措置が必要となる場合は弊社対応方針の範囲

内でその撤去費用について応分の負担をすることが可能です。費用負担の詳細については、跡地利用の詳細な計画を策定する過程で貴組合との間で事前協議を行い、同協議の内容と策定された計画を踏まえて決定させていただきます」と記載されております。今回の回答書では、今まで撤去に応じない方針であった大同特殊鋼株式会社が旧小野上処分場の跡地利用計画を実行する過程でスラグ撤去が必要となった場合については応分の負担をすることが可能との文言が記載されており、スラグ撤去につきまして一步前進したものと考えているところであります。以上です。

議長（望月昭治議員） 星野消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほど消防職員等はどうですかということでご質問をいただきました。実際他の団体において、新聞紙面を騒がす案件が発生しておることも事実でございます。渋川広域組合職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱、これにつきましては先ほど事務局長からも答弁ありましたけれども、これを職員に周知することでハラスメントの撲滅に取り組んでいます。また、ハラスメントの相談員となる職員を総務省消防庁主催の研修会に参加させ、ハラスメントの防止に取り組んでおるところでございます。また、対策としては相談等があった場合に要綱等に従い事実確認を行い、必要と認めるときはハラスメント苦情処理委員会を開き、事実関係の調査、対応措置の審議等を行うこととなっております。以上でございます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 先ほどハラスメント問題の中で、事務局長のほうから途中まで答えかけたのだけれども、途中でやめてしまった件で、コンプライアンスのことについて話しかけて途中でやめたので、改めてできればついでのこと結構なのですけれども、このハラスメント問題につきましてはパワハラ、モラハラ、セクハラと大きく様々なハラスメントってあるのですけれども、私今回端的に質問するには楽な立場なのです。というのは、広域組合というと私たちいつも言っているのが、全て広域の職員なのですけれども、特に私が気にかけているのが消防署の職員なのです。当然だから消防署だけではなくて、こちらの広域組合の職員、全体も含めての話なのですけれども、この職場の中でそういう問題が起きたと、変な問題が起きて新聞ざた、テレビざたになってから質問するなら本当に心苦しいのですけれども、今のところはそういう問題が起きていないものですから、そういう問題を起こさないためにしっかりしましょうよと、そういう意味で問題提起をしておけるという立場で、私、話すほうも気楽に話せるのですけれども、またこの問題を意識を持って、また聞く側これから行動を取っていくよとって、職場の中で近々で起きているような問題を起こさないというための戒めだというふうに思って聞いていただければ私も楽ですし、皆さんも楽なのですけれども、そういう中で私たちが、特に私が議員になった頃というのはまさに男尊女卑、職場の中でもそういうものが横行していて、男性の職員が新入の職員が入ってくるとみんな女性なんかは名前呼び捨てでケイコとかカズコとかというふうに、今では考えられない、氏は使わないで名で呼ぶというのが日常化していました。とても上司というのは威張っていて、部下に対しては本当に、今考えると人格を無視したようなそういう時代でした。しかし、これが男女同権であるとか時代の進歩とともにジェンダー平等であるとか、そのように変わってきました。こういう中で、でもまだその感覚に乗れない職員もいるのではないかと思います。古い頭の問題というものが残っていて、そういうものを一掃していかない

とこれからの新しい時代、職場というのは構築できないのだと思うのです。そういう中で、先ほどいろいろなそういう事例が発生したときは対策を講じるものができているというのですけれども、様々な今までで起きた問題を見ても、どこの職場でもそういうものはできているのだけれども、それがうまく活用されていない、それを認めないというまだ職場の雰囲気というのがあると思うのです。

ですから、そういうまず職場の雰囲気をつくっていかねばならない。その中で、広域組合、事務方もいれば、消防職員では男性に対するパワハラもあれば、西分署でもどこでも今救急なんかでは消防車の中でも救命士、女性の職員の配置がされております。そして、昔は社会では一般の救急車が来ると男の方ばかりで、やはり女性というのは抵抗があった。でも、そういう中で救急車にも女性の方が乗るようになって、女性の方を女性が見られればもっとよいということで、そういうふうに女性の職員も増えてきました。また、消防では火災等があると、やはり人命に関わる問題、当然新しく入った職員と昔から経験を積んだ職員というのはどうしても上司として部下に対する指導というのがありますけれども、この指導というのも一つ間違ふとこれがパワハラになるという大変ややこしいというのか、今までの感覚では、今まではこれでよかったけれども、これからはこういうことは駄目なのだという、どういう状況においてもパワハラに当たらないような指導をしていかねばならないものってありますよね。そういうことを踏まえた中で今後の在り方、広域組合の幹部、事務局長もいれば、課長もいると思うのですけれども、そういう中でも今後の対応。先ほど言いましたけれども、そういう問題があったら何とか委員会ということでそこで聞くシステムというのがあるのですけれども、それが本当にうまく機能しているかどうかということの確認がいま一度必要だと思うのです。このことは、事務局長をはじめ、答えられれば消防長であるとか管理者からもこの点についての今の到達点、今後はそれはどうあるべきなのだとすることをしっかり職員に指示がされているのか。トップばかりがそういうことを承知しても駄目なので、その次の、所長がいれば次長がいたり、課長がいたりするわけですから、そこまで行き渡っているか、またその職員が下から上に声を上げやすい環境になっているかどうかの確認というのはいかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） まず、ハラスメントに関するコンプライアンスにつきまして答弁漏れがございました。申し訳ございませんでした。ハラスメント行為におきましては、やはり広い意味でのコンプライアンスの欠如というふうに考えております。コンプライアンスに求められる行動につきましては、法令遵守だけではなく、広い意味での良識性、相手に立場に立つ主体性を求められまして、それらが欠如するとハラスメント行為につながるということで考えているところであります。職員がマナーをわきまえて行動することや、住民に対して笑顔で接することなど、公務員倫理にもつながる基本的な行動となりますが、このようなことを実施していけばコンプライアンスの実践に求められるハラスメント防止になると考えているところであります。また、毎月行っております所属長会議において、私のほうで他の自治体等で議員おっしゃるような不祥事が発生したときに、改めて職員に対してコンプライアンスの徹底、ハラスメントについて十分注意をするように啓発等をしていっているところであります。また、職場の雰囲気等はその中で所属長から各課員、係員に話を十分した上で、ハラスメントが発生しない職場をつくっていくという考えで現在広域組合対応をしているところでございます。

議長（望月昭治議員） 消防長。

（消防長星野光一登壇）

消防長（星野光一） 先ほど消防職員につきまして、ハラスメントが起きやすいのではないかとご心配いただいた質問でございますけれども、消防は上下関係が厳しく、縦社会のため、ハラスメントが発生しやすいということを耳にすることがございます。消防業務を遂行するためには、厳格な規律により指揮命令系統が確立できていなければなりません。しかし、どのような状況下であったとしても厳しく指導、命令することと人格を否定するような暴言を発することは全く別でございますので、今後も全職員に対し共通の認識で業務に当たれるよう周知徹底を図っていきたく思っております。また、私昨年度署長に就任いたしましたし、そのときにもハラスメントが起きた場合の相談窓口ということで、やはり消防の中でハラスメントを受けた場合に消防の職員に相談するというのは非常にやはり職員にとっても荷が重いということもありますので、そうではなくて相談の窓口には事務局の職員もいますので、消防職員が直接事務局の職員に相談をしてもいいのだよということを言っていました。また、今年度消防長に就任いたしましたし、そのときには私のモットーといたしましてストレスのない職場づくりをということで、それを第一に掲げさせていただきました。また、働きやすい職場としてかつては渋消式ということで全国的に名をはせた消防本部として、今度は働きやすい職場として日本一を目指そうということも申し上げております。具体的に今後どうしていきたくということでございますけれども、消防のハラスメントについては全国において日々報道等で取り上げられております。県内においても、昨年だけで3件のパワーハラスメントが上げられております。ハラスメントの事案が報道されて、全職員に周知し、注意喚起を図っているところでございます。決して対岸の火事と思わず、今後もハラスメントの撲滅に向けて対応していきたくと考えております。

また、消防職では有事、平時の指導方法についてですが、有事については一つのミスが助けを求める方のみならず、他の職員や本人の命を危険にさらす可能性があるため、厳しい口調になることはあります。訓練においても実践を想定しますので、同様でございます。渋川消防では、実災害や訓練後には必ず所属ごとに検討会を実施しております。全体、各隊、個人のよかった点、改善すべき点を全員で話し合うことで、たとえ厳しく指導された職員がいたとしても指導された理由を説明し、理解してもらうことで次の行動につなげる意欲を持てる環境づくりに配慮しております。また、平時の指導といたしましては、消防は隔日勤務という特殊な勤務体制でございます。約24時間同じ所属の職員と一緒にいる勤務が1日置きにありますので、各個人が様々なことに配慮する必要があります。消防はチームワークが必須ですので、仲がよいのはとてもよいことですが、一方でハラスメントや多様性等を理解できていない職員がいた場合は被害者が出てしまう可能性が高くなります。今後も職場内の親しい仲間でも相手を尊重し合えるような環境をつくってまいります。以上でございます。

（「管理者から何か」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質問、大変興味深く聞かせていただきました。ハラスメントという言葉が、かつて私たちが若い頃にはあまり聞かなかった言葉ですけれども、最近はこのハラスメントという言

葉が頻繁に聞かれるようになりました。特に自衛隊とか警察とか消防とか、こういう階級で構成されるそういうところ、役所もそれに準じますけれども、そういったところにおいてこういう問題が顕在化しているというのは実態だと思います。そういうことがどうやったら防げるかということは、一人一人の意識にも関わることだと思いますけれども、ハラスメントと感じたときにそれを訴える、人に話をできるという環境、システムをつくっておくことがセーフティーネットになるのではないかなと思います。そういうことを広域組合事務局でもしっかりと構築していかなければいけないと思います。また、同じことを言っても日頃のコミュニケーション、意思が通じているかどうかによってハラスメントと受け止める場合もあると思います。そういう点では、日頃のコミュニケーションがやっぱり基本ではないかな。風通しのいいそういう組織になることが必要だと思っております。また、私も市長という立場におりますので、いろいろな指示をしたり、指導をしたりすることもあります。そういったことについても、やはり自分の立ち位置といいますか、立場を考えて発言をしないと受け取る側は本当に恐怖になることもあるのではないかなと思います。このことは、議員皆さんも同じことであるかもしれません。ぜひそういった日頃のことを、しっかりとパワーハラスメントにならないようにそれぞれが気をつけていくということが大事だと思っております。ぜひこれから広域組合だけではありませんけれども、あらゆるところで共生できる地域共生社会、そしてインクルーシブな社会ができるように努力をしてみたいと思います。

議長（望月昭治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 小池議員の質問にお答えさせていただきます。

ハラスメント対策そのものは、組織の義務であると考えております。職場が明るく、そしてみんなが働きやすい、そういった職場をつくっていくことが重要な課題ではないかと考えております。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） こういうのがありました。なぜ管理者にも聞いたかという、ご存じかもしれませんが、富岡市の富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の中でやはり市長が責任を感じているというので陳謝というので、パワハラなんてネット検索すると出てくるのです。富岡市で市長が陳謝したと。そして、また吾妻消防、女性職員がパワハラを受けたというので申出を提出というのがあったり、太田市ではパワハラで通信指令課長が繰り返し罵倒されたであるとか、これは最近ですけれども、高崎でしたか、消防職員に下半身の露出を要求、パワハラで上司を処分とか、もうおまえはくずだとかというので消防署の職員として14人が処分されたというのです。14人が処分されるということは、その中で、おい、よせよとかいうのが普通だったらいると思うのです。いないからこういうことがあって、消防署の職員が14人も処分されるというようなことになるのです。だから、ふだんから日常的に、確かに消防署という職場であっても上下関係の厳しい中でも思いやりがあったり、ちゃんとコンプライアンスだとか、そういうことをしっかり身につけていけばこういうことは起きないと思うのです。どこかで歯止めが利いたと思うのです。でも、歯止めが利かないで14人が処分されるなんてなかなか理解できないです。ですから、こういうことを他人事だと思えないで、自分たちのこととして、よそで起きたかもしれないけれども、渋川広域ではそういうことは出さないのだという決意を新たに先ほど消防長からも聞きましたので、その決意が末端にまで届くようにしていただき、そしてまたそういう前例が発生した。そういう思いがしたら、下から本当に

問題がすぐ上に上がっていったって解決に導くというシステムを今まで以上に構築していただいて、我が広域消防ではこういうことが起きないようにしていただきたいと思います。ましてこれから私は消防には女性職員と先ほど言いましたけれども、救急車に同乗する女性の方も出てくる傾向にあると思うのです。そういう人たちがやはり安心して働ける職場、受け入れられる職場であってこそ働きやすい職場になるのですから、上に立つ人というのは目配りを十分にさせていただきたいと。これからもその辺に十分に留意して、それぞれの行政を進めていただきたいということをお願いしておきます。そのことをお願い申し上げまして、2番目の質問に移ります。

スラグ問題の発生から10年以上たっているという話もしましたけれども、先ほど事務局長のほうからエコ小野上処分場で、私は2期工事ではないのだというのであれば、1期工事に入ったのだというのだったら、1期工事のときにどういうときに誰がどういうふうに入れたのだと、そうでなければ2期工事、1期工事言えないじゃないですか。でも、もうこれ1期工事だというふうに断定しているではないですか。だったら1期工事のときに、この部分に3か所調査しましたよね。3か所から基準値を上回るものが出ていますよね。ということは、いつ入れたのだということが確定されて、ああ、1期工事だったのだねというになるのです。そうでないと、1期工事か2期工事か分からないではないですか。そこを聞いているのですけれども、いかがですか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 1期工事ということで、いつ入れられているのか分からないと言えないではないかというお話でございますが、今お話に出ております鉄鋼スラグにつきましては、以前も何回か回答させていただいているところでございますけれども、平成17年から平成23年の間に納品を受けまして、工事ではなく、埋立てをするに当たって搬入路がぬかるむと、そのための対応として鉄鋼スラグを購入して、ぬかるんだところに入れたということで認識しているところであります。2期工事、エコ小野上最終処分場につきましては、冒頭申し上げましたとおり、それ以降の契約、工事ということになっておりますので、エコ小野上最終処分場工事に伴いそれを入れたという事実はございません。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） だから、2期工事に入っていないのだというのだったら、では1期工事に入れたというので、先ほど1期工事のぬかるんでいるので入れたものと思われませんか。思われますではなくて、入れればだっただで入れるわけではない可能性が、だっただでそうでしょう。勝手に入れられては困るでしょう、毒物を。だったら、1期工事だというのだったら、これこれこういう理由で、そのときの搬入記録、これがそうですと。というのは、なぜ私がここをはっきりさせたいかということは、事務局長、聞いてください。はっきりさせたいということは、排出者責任と搬入者責任というのは別物なのです。まず、責任を問われるのは大同特殊鋼株式会社がスラグを出したからではないです。基準値を超したものを佐藤建設工業は逆有償取引で県から営業停止されているのです。それを群馬県が認めたのです。佐藤建設工業が逆有償取引で。ここが入れたのですから、だから私もよく考えてみたらいきなり大同特殊鋼株式会社に求めるのではなくて、責任を求めるべきは排出者でなくて搬入者なのだと。だからこそ、誰が入れたのかということが大事になってくるのです。それは、大同特殊鋼株式会社のものが入ったかもしれませ

んけれども、大同特殊鋼株式会社は入れていませんから、そうすると入れた人の責任になるわけですから、だからここで入れた人が誰なのですかということが大事になるわけなのです。搬入者責任ですから。だから、だと思われではなくて、だったらいつ入れたのです。そしたら、その入れた人に撤去を求めるのです。大同特殊鋼株式会社に求めるのではなくて、入れた人にまず求めるとというのが搬入者責任ですから。そこをだからしっかりしてくれないと、私のほうもどこに求めていいのかわからない。責任があるのか。だから、2期工事だとすれば佐藤建設工業、1期工事だったら丸太なのでしょう。そこを、だからあなたが間違いなく1期工事だというのだったら搬入者は丸太ですから、広域の皆さんも丸太に対して撤去してくださいよというふうになるのです。ちょっと話は変わりますが、榛東村のメガソーラーのところも、あそこは佐藤建設工業が入れたのです。だけれども、渋川市は大同特殊鋼株式会社に求めているのではないです。入れた人に求めているのです。裁判ということで進めているらしいですけれども、搬入者責任なのです。その搬入者が潰れてないとか、もうどうしようもないと、所在がない、能力がないということが確定したときに初めて今度はそれを入れたところに責任を持っていくという、こういう段取りなわけですから、ここはしっかりしないとこの広域組合だで一時的にその責任がない人に何とか片づけてくれでは駄目なのです。入れた人に責任を求めないと。ですから、一番肝腎なところなのです。だと思われではなくて、そうだと想定できるではなくて、そうだったら搬入記録があって、だから入れた人に撤去を求めるといふようになるわけではないですか。

私は、先ほど言いましたけれども、国道17号バイパスのところというのは、国土交通省は私たちの指摘についてみんな片づけました。それこそ本当に100台だか200台だかわかりませんが、ダンプが毎日来ていて、それでトン袋でいっぱいだったのがみんな処理しました。あのとき吉岡町に17か所だか19か所鉄鋼スラグが入っていて、その中に国道17号バイパスにも入っているというのが県の調査で分かって、その当時町長が議員にもスラグが入っている場所というものを、みんな県から指示されたものを持ってきて出して、議員にもみんな配って、ここに入っていますとあって、私そのとき国道17号に入っているのを承知しました。国土交通省に行って、国土交通省はああでもない、こうでもない言わないで、本当にもう撤去完了しました。そういうこともあるわけですから、だから同じものですから、片方からどんどん撤去されて、片方はまだそのまま存置という形であるということはよくないのです。国は片づけるのですから。だから、先ほど言いました、話は狂いましたけれども、排出者責任という考えですから、1期工事か、2期工事か、そこははっきりさせてください。それで、1期工事だったら皆さんがだと思われではなくて、要するに責任ですから。責任を違う人に転嫁するわけにいかないですから、責任ある人に責任を求めるとというのが常識ですから、そこが曖昧にされたら曖昧にされた人は迷惑しますから、はっきりと教えてください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 搬入路部分に入っている鉄鋼スラグにつきましては、旧小野上処分場の搬入に伴う路盤材、掘れてしまったところに対してそれを入れたということで、旧小野上処分場に使用されたということは間違いございません。今丸太のほうに請求をすべきだということでお話がございました。その件につきましては、以前にもちょっとお答えをさせていただいたかと思いますが、大同特殊鋼株式会社と協定

書を結んで協議をしております。また、今回渋川市議会議長、吉岡町の議長、榛東村の議長が3者で大同特殊鋼株式会社に対して撤去費用の負担について交渉していただいたということもございます。広域組合といたしましては、回答をもって大同特殊鋼株式会社と撤去費用の負担について進めていきたいと考えているところであります。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 事務局長、同じ言葉の繰り返しですけども、まず調査特別委員会があって、その中では撤去を求めたら市長が撤去するという回答があったので、この委員会を閉じたのです、そういう回答を得たので。まだ全然、議長のところへ行って抗議したけれども、そこに何かを造るときになったら片づけるという話ですから、いつの話なのですか。いつになったら片づけるのですか、これって。まだまだ埋め土している最中ですよ。そうではなくて、廃棄物処理法の中では含有量が0.8を超えた場合は入れられないのです。資材として認められないのです。それが入っているのです。だったら、すぐにこれは撤去でしょう。もうこれは排出者責任で、排出者に撤去を求めると、法律違反なのだから。そこでみんなおじちゃんにして、みんなごっちゃんの意味にしてしまって、ぐちゃぐちゃにしてしまって分からなくしてしまったのです。そうではなくて、そうであれば排出者責任、1期工事だと思ったら1期工事に、2期工事だったら。だって、大同特殊鋼株式会社が入れたなら大同特殊鋼株式会社に求めるのが筋でしょう。大同特殊鋼株式会社ではなくて、丸太運輸が入れたのなら丸太運輸でしょう。排出者責任ですから。それいきなり製造者に持っていくのですか。榛東村ってそういうことをやっていないです。搬入者責任で入れた人に責任を求めています。広域組合の皆さんが搬入者は丸太と言っているのですから。私は、1期工事だというのだったら、それを証拠を見せてくれとかを言っても、でもそれを示せないのでしょう。示せますか。先ほど入れたと思われると言ったのですけれども、入れた証拠はこれですというのがあったら出してください。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 入れた証拠ということでございますけれども、それも証拠が残っているかどうか、誠に申し訳ございません、ただいまそれがどうか確認できないのですが、今までの答弁と過去の答弁等でお話をさせていただきましたとおり、平成17年から平成23年までそれが納品されていたというような事実が確認できたということでもありますので、こちらのほうについては間違いはないかということと考えております。また、県のほうでもこちらのほうには鉄鋼スラグが入っていると承知はしているところでもありますので、明確な証拠のものはないのですけれども、事実としてそこに搬入をされているところでございます。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 事実は事実として、そこに存在しているということが事実なのです。でも、先ほど事務局長が言ったように、そう思われると最初言ったでしょう。あるのは事実なのです。でも、入れたのではないかなというまだ範囲なのです。クエスチョンマークがついているのです。1期工事で入れたののだったら、入れた証拠がなければ入れたと言えないでしょう。120%断定できるとか。でも、むしろそうだったら入れた人に撤去してもらおうのでしょう。それが何で製造者に行ってしまうのですか。入

れた人に撤去してもらわないのですか。私の言うことは間違いですか。どうですか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 旧小野上処分場の通路部分に関して、鉄鋼スラグが入っているというのは間違いございません。入れたものに対して請求をするというようなお話でございますけれども、これも以前ちょっとご回答したかと思いますが、顧問弁護士のほうにも相談をいたしたりした中で、大同特殊鋼株式会社ともう既に協定を結んでいるので、そちらと交渉したほうがよろしいのではないかとというようなアドバイスをいただいております。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、搬入者責任ではないのですか。榛東村は、入れた人に撤去を求めているのです。広域組合は、入れた人に求めないで、その大本の造った人にこれから求めていくという、そういう姿勢なのですか。排出者責任というのは問わないのですか。搬入者責任というのは問わないのですか。どこの工事でも、公共工事でも不具合があれば造った人の責任ではないのですか。製造した人の責任なのですか。そこを造った人の責任なのではないのですか、責任を求めるといのは。だから、榛東村がそういうところに考えが至ったということは、榛東村は佐藤建設工業が入れたのだから、佐藤建設工業に撤去してもらおうというふうになっているのです。ですから、広域組合だって1期工事で丸太運輸が入れたのだというのであれば丸太運輸に撤去してもらわないのですか。弁護士もとんちんかんなこと言っていないませんか。とんちんかんではないのですか。だって、原因者負担の法則というのがあるではないですか。子どもの借金だから、親に払ってもらおうということなのですか。違うのではないですか。あくまでも子どもに請求するのではないのですか。いかがですか。

議長（望月昭治議員） 事務局長。

（事務局長木村 毅登壇）

事務局長（木村 毅） 鉄鋼スラグの除去に関して、榛東村におきましては佐藤建設工業に請求をするということでございますけれども、広域組合におきましては先ほど来申し上げましたとおり、大同特殊鋼株式会社はそちらに大同特殊鋼株式会社由来の鉄鋼スラグを入れたということを認めている上で、今回撤去費用の交渉に応じるということをいただいておりますので、撤去費用をいただく前提ではぜひこちらと協議を進めていきたいと考えているところであります。

議長（望月昭治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 撤去に応じるといっても、もう前から管理者は撤去すると、何年後に撤去するという、そんな話ではないです。撤去させるというので一回閉じたのです。それが話がどんどん、どんどん先延ばしされているのです。今事務局長言ったことってもういつの話なのですか。いつになるのですか。いつになったら間違いなくこれは撤去されるのですか。自分の思いというのが入っているのではないですか、撤去されるのではないかと。そうではなくて、撤去されなければ困るのです。では、大同特殊鋼株式会社と協議をして、だってそうでしょう。いつか分からない。全部今だってそうでしょう。それこそいつにするか分からないです。ここにいる議員なんてみんないなくなってしまうし、あなた方もいなくなってしまう、みんないなくなってしまう。後になったらスラグが残っているだけ。そうではありませんか。最

後ですけれども、管理者に回答を求めますけれども、委員会でも撤去すると言ったのですから、早急な撤去を求めますけれども、いかがでしょうか。

議長（望月昭治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） スラグの問題については、長い歴史があつて今日があります。その中で、エコ小野上 処分場の第1期工事のところにスラグが捨てられたということが分かっております。こういったものが一日も早く撤去されて、地域住民の命を暮らしを守るために善処してまいります。

議長（望月昭治議員） ただいま質問時間の60分が経過いたしました。

以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了いたします。

（「議長は裁量権があるんじゃないですか。おおむね1時間というんで、議長が認めるときはそれでいいってなっていますよ、法律だって」と呼ぶ者あり）

議長（望月昭治議員） 前に管理者のほうで私たちが特別委員会を開いたときに、撤去するということは話が出ていました。それを私は信じております。そのような方向性でいます。

閉 議

午後4時31分

議長（望月昭治議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（望月昭治議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 2月定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶、御礼を申し上げます。

本日は、議員の皆様にはお忙しい中、2月定例会を開催していただき、ご提案を申し上げました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りまして、ありがとうございます。審議の過程で賜りました貴重なご意見やご提言につきましては、今後の広域行政に反映してまいりたいと存じます。

さて、長期化している新型コロナウイルス感染症でございますが、令和5年5月に第5類へ引き下げることが決定しております。社会経済活動に大きな動きが予想される今、広域組合といたしましても事業を推進するに当たり、より健全な財政運営を心がけ、誠実に取り組んでまいります。

議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康に十

分ご留意をいただき、引き続き地域の発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりますのご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（望月昭治議員） これをもって令和5年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後4時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 望 月 昭 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 南 千 晴

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 須 田 勝